

特定震災特例経営強化計画

(金融機能の強化のための特別措置に関する法律附則第11条第2項)

2021年6月

 **相双五城信用組合**

特定震災特例経営強化計画 目次

第1 前経営強化計画の実績についての総括	・・・	1
(1) 経営環境		
(2) 前計画期間（2016年4月～2021年3月）における取組み状況		
(3) 資産負債の状況		
(4) 損益の状況		
第2 特定震災特例経営強化計画の実施期間	・・・	14
第3 経営指導契約の内容	・・・	14
(1) 契約期間		
(2) 指導及び助言		
(3) 報告の提出		
(4) モニタリング及び監査		
第4 損害担保契約の内容	・・・	15
第5 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業 務を行っている地域における経済の活性化に資する方策	・・・	15
(1) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業 務を行っている地域における経済の活性化に資するための方策		
(2) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策		
(3) 被災者への信用供与の状況及び被災者への支援をはじめとする被災 地域における東日本大震災からの復興に資する方策		
(4) その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資す る方策		
(5) 経営基盤の充実のための方策		
(6) 人材育成のための方策		
第6 全信組連による優先出資の引受に係る事項	・・・	29
(1) 優先出資の金額・内容		
(2) 金額の算定根拠及び当該自己資本の活用方法		
第7 剰余金の処分の方針	・・・	30
第8 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策	・・・	30
(1) 経営管理に係る体制及び今後の方針		
(2) 業務執行に対する監査または監督の体制及び今後の方針		
(3) 与信リスクの管理及び市場リスクの管理を含む各種のリスク管理の状 況並びにこれらに対する今後の方針		

第1 前経営強化計画の実績についての総括

(1) 経営環境

当信用組合は、2012年1月に金融機能の強化のための特別措置に関する法律（以下、「金融機能強化法」という。）附則第11条に規定する震災特例協同組織金融機関として全国信用協同組合連合会（以下、「全信組連」という。）を通じ160億円の資本支援を受け、資本の増強を図り、特定震災特例経営強化計画を策定し、地域に密着した金融機関として東日本大震災からの復旧・復興に向け全力で中小零細事業者・個人の皆様に対し積極的な信用供与の維持・拡大と各種サービスの提供に取り組んで参りました。

さらに、宮城県南部及び仙台市の一部を営業エリアとしている五城信用組合と2013年11月25日に合併し、被災地の地域金融機関としてより一層、被災地域の復旧・復興、地域の皆様の生活向上に貢献し、地域にとってなくてはならない信用組合を目指して参りました。

当信用組合の営業地区におきましては、東日本大震災から10年が経過し、復興関連工事及び住宅投資は減少しつつあり、県内景気も着実な持ち直しが感じられたものの、近年の自然災害による被災、更には新型コロナウイルス感染症拡大による事業者全般の売上の低迷が続いている現状にあり、現在においては、原発事故に伴う帰還困難区域等の指定解除（一部地域では、未だ指定解除されず帰還できない地域がある）はあったものの、地域住民の帰還が進んでいない状況で避難生活を余儀なくされており、生活基盤・経済活動基盤が損なわれている状況が継続し、さらには放射能被害による風評の影響を現在も受けております。

このため、原発事故の避難地域においては、行政と常に連絡を取り合い、休止事業者の事業再開に向けたサポートを行い、避難地域以外の地域においては、東電からの賠償金終了後の事業者の今後の動向（事業廃止・事業再生・事業承継等）についてサポートを行う等、各地域における現況の事業環境や将来性等に即した具体的かつ明確な戦略を打ち立て実践しております。

また、各施策の確実な遂行と地域への十分な貢献を実現するため、組織力・人材の強化を図っております。

(2) 前計画期間（2016年4月～2021年3月）における取組み状況

① 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策に対する実績

ア. ローンセンターの設置

当信用組合では、各営業店において常時渉外担当者の訪問及び窓口での融資相談を受付けております。しかしながら、地域の事業者、勤労者等におきましては様々な状況での融資相談が考えられますことから、既存の営業店の中から、お客様の来店しやすい立地条件と考えられる福島県エリアの相馬西支店、宮城県エリアの亘理支店をローンセンターとして体制を整備し、2017年4月3日よりフルバンク機能を併用したローンセンターの営業をスタート

し、融資相談に対応しております。

イ. 休日融資相談会の開催

2016年10月から、お客様より全店にて融資相談会を開催して頂きたいとの要望を受け、相談所を除く全店舗にて、毎週火曜日午後5時～午後7時まで開催しておりました。2018年8月より福島県店舗、宮城県店舗の顧客を集約する取組の下、ローンセンターのみにて開催しております。

今後も、より多くのお客様のニーズにお応えすべく、ホームページへの掲載や窓口相談等により復旧・復興の一助となるようタイムリーな資金等の提供を行って参ります。また、毎月第3日曜日の午前10時～午後4時までローンセンターによる休日融資相談会を開催しておりましたが、来店客数の減少等を踏まえ、2020年10月より中止し、夜間融資相談会（毎週火曜日午後5時～午後7時）のみの開催としております。

なお、2016年4月から2021年3月までの相談会での相談受付件数は697件、融資実行は240件の996百万円となりました。

ウ. 中小零細事業者向け商品の販売

当信用組合では、地域金融の円滑化のため東日本大震災以前より資金調達力の乏しい中小零細事業者向け事業性融資を率先して複数提供して参りました。

いずれも中小零細事業者には使いやすい商品となっており、今後とも地域への金融サービスの充実を図るため、当信用組合では新商品の開発に継続して取り組んでおります。

2020年度にこれまで販売していた「SSグレードローン」「SSグレードローンカード」を中止し、これに代わる「グレード職域1」「グレード職域2」を販売開始しました。

エ. 地域に密着した営業戦略の実践

当信用組合の営業エリアでは、現在も、原発事故に伴う帰還困難区域等（解除により帰還可能地区も有り）により地域住民が避難生活を余儀なくされており、生活基盤・経済活動基盤が損なわれている状況が継続し、さらには放射能被害による風評の影響を現在も払拭しきれずしております。

一方、津波による被災地域では、防災集団移転促進事業による被災土地の買上げは終了し、被災者の移転も進んでいる状況であります。しかし、個人ローンのニーズも引続き発生していることから、被災した個人の方々への個別訪問活動を継続し実施しております。

地域別の震災復興状況に合わせ、現在は、各ローンセンターにおいて資金需要に対応すべく毎週火曜日午後5時から午後7時まで夜間融資相談会を実施しております。加えて、2020年5月のゴールデンウィークの5日間、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者、勤労者の方への対応の為、本店・原町支店・大河原支店の3店舗にて午前10:00から午後4:00まで、融

資相談等を実施しました。結果5日間3店舗合計で、20件の相談がありました。新型コロナウイルス感染症の影響は長期化しており、今後におきましても、事業者、勤労者の方への融資相談等においては引続き柔軟に対応して参ります。

② 中小規模の事業者に対する経営改善支援の取組み

ア. 信用リスク管理システムの活用

当信用組合は、地域に密着した金融機関として、これまで培って参りましたお客様との信頼関係や、個別訪問による震災後の蓄積情報等を基本に、信用リスク管理システムを活用した取引方針の検討、速やかな経営分析及び与信判断を行い、融資推進を図るとともに、財務規模の小さい中小零細事業者の強みや弱みを見極め、サポートを行っており、特に必要と判断した与信先について、顧問契約を結んでいる中小企業診断士の常時訪問による経営指導を行って参りました。(経営改善支援取組先：2016年度34先、2017年度19先、2018年度30先、2019年度16先、2020年度14先)

イ. 経営改善支援コーディネーターの派遣

顧客サポートを行うべく、特に必要と判断した与信先について、経営改善支援コーディネーターと共に同行訪問を毎月2日間実施、2先から4先を適時訪問による経営相談・経営指導等を行っております。(現在まで経営改善支援先：60先抽出、102回同行訪問実施)

ウ. 外部機関の「福島県産業復興相談センター」「福島県よろず支援拠点」「宮城県よろず支援拠点」等との連携

お客様の経営改善支援や事業再生につきましては、状況により高い専門性が求められることもあることから、外部機関の福島県産業復興相談センターの専門家派遣事業を活用した専門家派遣支援、宮城県よろず支援拠点コーディネーターを活用した支援などにより経営上抱える問題の解決に取り組み、また、経営改善計画書の作成支援を実施いたしました。

また、「みやぎ事業承継・引継ぎ支援センター」「福島県事業承継・引継ぎ支援センター」とも連携のうえ、価格や条件面等、事業承継に係る様々な課題に対する解決に向けての支援に取り組みました。

更に、当信用組合の営業地域内では震災後人材確保に苦慮している事業所も多く存在していることから、一般社団法人キャリア支援機構主催での人材確保に向けた事業者向けセミナーを開催し、専門家派遣を実施いたしました。

③ 担保または保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件または方法の充実のための方策

当信用組合は信用リスク管理システムに基づき取引方針を決定して推進しており、その結果による格付に基づき信用枠を設けるなど、担保または保証に依

存しない融資を実践して参りました。そのために経営者保証ガイドラインの営業店への周知徹底を継続しており、格付及び資金計画の妥当性により、担保に依存しないよう融資審査を実施、結果、担保以上の融資枠として取り組んでおります。また、民法改正により経営者保証に過度に依存しない体制を整備しております。

④ 被災者への信用供与の状況及び被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策

ア. 被災者への信用供与の状況

東日本大震災による当信用組合の信用供与先の被害は甚大であり、津波や地震による建物・店舗等の全半壊、原発事故による風評被害や企業活動休止による収入減、さらには、原発事故での避難等による被害などがあり、全与信先を対象として、訪問や電話連絡等により被災状況を確認した結果、判明した被害状況は、1,703先、15,752百万円となっております。

こうした中、当信用組合では、被災者の現況を適時把握し、被災者の復興支援に取り組んだ結果並びに東京電力(株)からの賠償金による回収により、2021年3月期の上記被災者にかかる被害状況は153先1,694百万円まで減少いたしました。

しかしながら、震災の発生から10年以上が経過した現在においても、原発事故等の影響が続いていることから、引続きニーズの発掘に努め被災者の復興支援に取り組んでおります。

イ. 被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する施策

当信用組合では、地域に根差した金融機関として、地域経済の再興へ向けた取り組みを強化すべく、当信用組合のお客様はもとより、お客様以外の地域の中小規模事業者並びに個人の皆様に対し十分かつ円滑な資金供給を行っていくことを改めて強く決意し、国や地方自治体をはじめとする行政や公的機関、信用組合業界の系統中央機関である全信組連などの外部関係者の協力を仰ぎながら、これを強力に実行しております。

主な施策につきましては以下のとおりです。

a. 被災者向け商品の提供

● 中小規模事業者向け

・「そうごしんくみ復興特別資金」

東日本大震災により被災された事業者等を対象に、2億円を融資限度として運転資金、設備資金、借り替え資金等を低金利（当初2年間固定）にて提供し、2021年3月末時点で218件4,929百万円実行しました。

・「そうごしんくみ復興アパートローン」

東日本大震災により被災された法人・個人を対象に、原則2億円を融資限度として修繕費、賃貸不動産購入・建築等の設備資金を提供し、2021年3月末時点で279件15,358百万円実行しました。

(2019年3月末で取扱い終了)

●個人向け

・「災害復旧住宅ローン」

東日本大震災により被災された個人を対象に、住宅の新築・改築資金を最高6,000万円まで金利優遇で提供しました。

震災より10年が経過し、東日本大震災により被災された個人への対応は概ね完了しておりますが、現在は、2019年度に発生した台風等の豪雨により被災者等その他の災害者のための資金として提供しております。

b. 相談機能の強化

当信用組合では、よりきめ細やかな相談サポートを実践するため、双葉郡の行政機能が移転した先や地域の住民が多く避難された会津若松市・二本松市に相談所を継続開設し、融資のみならず、お客様のあらゆる相談の対応とサポートに傾注しております。特にいわき市については、浪江町、大熊町、富岡町の事業者、住民の方々が多数転入されていることを踏まえ、同市内の支店（いわき支店）は、営業店としての全ての業務を行い支店としてサービスの向上を図っております。

現在は、2020年1月の浪江支店再開に伴い、大熊支店及び富岡支店の顧客対応を同支店で行うこととしたことから、会津相談所・二本松相談所は、2019年12月末をもって閉鎖しております。

c. 被災信用供与への柔軟な対応

当信用組合の主要な営業エリアである福島県の相双地区につきましては、東日本大震災の発生から10年以上が経過した現在においても、原発事故等の影響が続いております。このため、当信用組合では、訪問や電話連絡等により被災者の現況を適時把握して、新規融資及び条件変更を含めたニーズに柔軟な対応を行い、被災者の支援に積極的に取り組んでいることから、被災による2011年11月末の被災債権先数は1,254先78億円となっておりますが、2021年3月末の先数・残高は39先203百万円となっており、債権の正常化が進んでおります。

d. 外部機関との連携による対応

●事業再生ファンド等の活用

・「福島県産業復興相談センター」

当信用組合は、福島県産業復興相談センターと連携を図りながら被災さ

れた中小企業者・小規模事業者の状況に応じた支援を実施するため、同センターを相談窓口として積極的に活用し、2020年度までの相談件数は7件となりました。

・「福島産業復興機構」

当信用組合は、被災したお客様の迅速な事業再開を通じた被災地域の復興を図るため、2011年12月に福島県、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び県内金融機関との共同出資により設立した「福島産業復興機構」に有限責任組合員として資本参加しており、地域復興に向けた金融面からの取組みを後押しするとともに、事業再生が見込まれるお客様について、同機構の活用を検討し、事業再開や事業再生を支援する体制を整えて参りました。

2020年度までの同機構による支援決定は5件（うち4件買取、1件当組合で独自支援）となりました。

・「東日本大震災事業者再生支援機構」

東日本大震災事業者再生支援機構の特性を考慮し、できる限り多くのお客様に対し、事業再生の機会をご提供できるよう日々の営業活動において状況把握に努めており、同機構の積極的な活用を本部、営業店と連携して推進して参りました。

なお、当組合融資先の債権買取りが完了した先は2020年度まで3先となりました。

・「しんくみりカバリ」

信用組合業界では、業界専用の再生ファンドである「しんくみりカバリ」を設立して、地域の中小企業の再生と活性化に向けた取組みを進めております。

なお、福島県内の中小企業を対象とした再生ファンド「うつくしま未来ファンド」、地域活性ファンド「6次化事業体（合弁会社）」及びファンドが必要な成長資金を供給し、形成困難であった異業種との強力な結びつきを、ファンドによる戦力的連携により実現させることを目的とした「ふくしま地域産業6次化復興ファンド」に参加し、事業再生支援に向けた態勢の充実に努めて参りました。

・私的整理ガイドラインに基づく債務整理への対応

個人版私的整理ガイドラインによる債務整理への対応につきましては、パンフレットを持参しながら個別訪問によりお客様の意向や状況を最大限に考慮したうえで丁寧な説明を心掛けて周知を図って参りました。2020年度まで2件弁済計画に同意し、現在は完済しております。

e. 消費者ローンの推進強化

お客様への積極的な訪問活動を踏まえ、個人のお客様に対しましては、ライフサイクルに応じた資金需要も考えられますことから、即時対応可能な消費者ローンの推進を図っております。

推進方策といたしましては、当信用組合が推進しております職域提携先（各事業所との提携により従業員等への優遇商品の提供を実施）への積極的なセールス、プロパー消費者ローンを推進し、消費者ローン実行件数・金額（2016年4月から2021年3月）1,741件、2,021百万円の実績を上げております。

また、現在のコロナ禍における収入源等による資金需要、条件変更等につきましても、引続き柔軟な対応を進めて参ります。

f. 「地方創生」への積極的参画

人口減少や高齢化による地方経済の地盤沈下を防ぐ試みは、私ども地域金融機関である信用組合が成し遂げなければならない大切な使命であると認識しております。このことから、当組合営業エリアにおける8自治体と包括的連携協定を締結し、自治体主催のイベント等への積極的な参画、「地方創生」実現に向け取り組んでおります。

また、地域旅館の宿泊券や名産品を懸賞とする定期預金を発売。連携協定を締結した市町の地域活性化、観光振興を目的とした取り組みを進めて参りました。

2020年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言発令による、外出自粛に伴い、特に売上減少等、経営に打撃を受けた当組合営業エリアの飲食業の復興を支援すべく、当組合と取引のある飲食業20社の食事券（1社、5千円分×10本）を当組合が負担する懸賞付定期預金を発売しております。

【包括的連携協定書締結自治体一覧】

連携協定締結日	自治体	エリア店舗
2016年7月6日	相馬市	本店、相馬港支店、相馬西支店
2016年7月11日	蔵王町	蔵王支店
2016年7月28日	新地町	新地支店
2016年9月16日	亘理町	亘理支店
2016年12月2日	岩沼市	岩沼支店
2017年9月5日	大河原町	大河原支店
2018年3月22日	南相馬市	鹿島支店、原町支店
2020年1月24日	浪江町	浪江支店

g. オールふくしま経営支援事業との連携強化

福島県は、復興の兆しが見えてはいるものの、引続き県内の中小企業等は風評被害の影響により厳しい状況が続いており、地域活性化のためにも地域

事業者の活力が必要不可欠であり、中小企業等の経営支援体制をとるべく、金融機関の連携を図ることを目的として、「オールふくしまサポート委員会」及び「地域サポート委員会」が設立されました。

このことから、当信用組合におきましては、同委員会へ参加するメンバーとして、中小企業等の経営支援のために各金融機関等との連携強化を図っております。

h. 地方公共団体等への支援

各地方公共団体においては、インフラ整備を含む地域復興や、拡散した放射性物質の除去・除染作業に伴う各種復興事業を実施していますことから、当信用組合では、地元地方公共団体の資金調達のための入札や地方債引き受けを積極的に行っております。

なお、2016年4月から2021年3月までの地公体融資実行件数・金額は58件5,345百万円の実績を上げております。

i. 日本銀行の「被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション」の利用

当信用組合では、日本銀行による「被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション」を、全信組連を通じて利用し、潤沢な手元資金を確保することで、被災者の預金引き出しや資金需要に応える態勢を整えております。

j. 当信用組合による被災地支援の取組み

当信用組合では、被災地域支援に資するため、外部機関・上部団体・近隣金融機関・地方公共団体・商工団体などの関係機関と連携し、地域活性化・経済振興に向けた課題解決に取り組んで参りました。

取組みとしては、各店友の会活動支援及び信用組合業界のネットワークをフル活用し、各自治体の「地方版総合戦略」を、所属店長をはじめ、営業店職員全員が十分把握の上、本部と連携し、チームワークを活かした円滑な情報収集・情報共有により実効性ある仕組みを構築した上で、お客さまへの情報提供や支援のスピーディーな対応を実践しております。

各地域の戦略に積極的に参画・協力するなど、地域金融機関として、引続き被災地域支援に取り組んで参ります。

④ その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策

ア. 経営革新等支援機関としての支援

当信用組合では、(独)中小企業基盤整備機構などの各種団体や地域の商工会議所・商工会等と連携し情報の集積及び発信機能(東日本大震災からの経営再建や起業・新規事業展開に役立つ情報提供等)を強化するとともに、支援対象先へは当信用組合と経営改善支援コーディネーターと営業店担当者の帯同訪

問により、2020年度福島県原子力被災事業者事業再開等支援補助金について、補助金申請の支援及びグループ補助金申請の支援をしております。

引続き補助金等の情報を提供し、申請等のアドバイスを実施して参ります。

また、各営業店に対しては、地方公共団体が発表した地方創生事業に沿った地域活性化に積極的に取組むよう指示しているほか、継続的に職員を説明会・セミナー等に積極的に参加させ支援・連携態勢の強化を図っております。

イ. 創業または新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策

a 各種商工団体との連携

各種団体や地域の商工会議所・商工会等と連携し、情報の集積及び発信機能（東日本大震災からの経営再建や起業・新規事業展開に役立つ情報提供等）を強化するとともに、各種団体関係者を招致し、当信用組合取引先で、事業改善（再建）・創業・新規事業展開希望者へ、経営改善計画・事業計画書等に関する相談会を実施しております。

今後も地域事業者の事業展開支援に貢献すべく、各種団体や地域の商工会議所・商工会等と連携し、支援体制を構築して参ります。

b. 資金調達手段の情報提供

当信用組合を含め福島県内の4信用組合は、創業または新事業展開時における資金調達手段の多様化を図ることを目的として、クラウドファンディングを推進するためにミュージックセキュリティーズ（株）と業務提携を結んだほか、いわき信用組合との「FAAVO磐城国」パートナー契約を締結し、購入型クラウドファンディングでの創業支援、販路拡大を支援しております。

2020年度においては、コロナ禍における、売上減少等、経営に打撃を受けた当信用組合取引先を支援すべく、全信組連が運営する「MOTTAINAI もっと」（クラウドファンディング）を活用した事業者の支援策として、当信用組合取引先5社が購入型クラウドファンディングにて、1社が寄付型クラウドファンディングにて参加し、一定の宣伝効果があったことから、引続き取引先支援を行って参ります。

今後におきましても、地域の中小零細事業者へ資金調達手段の情報提供を行って参ります。

c. 事業性資金融資の推進

当信用組合では、資金調達力の乏しい中小零細事業者向け事業性融資を率先して提供して参りました。創業または新事業展開におきましても、同様に、積極的に融資推進を図っております。また、福島県浜通り地区は東日本大震災による人口減少、農作地の回復が遅れているなか、国の再生エネルギー推進によるメガソーラー立地が続いており、他金融機関との協調融資で5先に対し融資実行しております。

ウ. 経営に関する相談その他の取引先の企業（個人事業者を含む）に対する支援に係る機能の強化のための方策

東日本大震災からの復興は、原発事故の影響を受け、地域復興が不透明でさらに長期化することが見込まれるなかで、中小規模事業者が抱える経営問題が時々刻々と変化しており、事業再建や経営改善に向けた多種多様な金融支援が求められていると認識しております。

事業再建や経営改善支援にかかる相談につきましては、経営改善支援コーディネーターの随時訪問による経営指導及び他の支援機関と連携を図り、専門家派遣等の顧客サポートを行っております。

また、お客様の東日本大震災からの復興ステージに応じた事業再建や経営改善に向け、当面の運転資金の融資のほか、財務内容改善をはじめとする経営改革や経営改善計画についての提案・助言等についても経営改善支援事業を通じ積極的に実施しております。

エ. 早期の事業再生に資する方策

当信用組合は、日々の渉外活動において経営環境の変化や財務情報等の定量面における状況把握に加え、ヒアリングやモニタリングにより、経営者の意欲等の定性面の実態把握に努めており、早期の事業再生が必要とされるお客様を速やかに把握し、経営改善支援コーディネーターを擁して事業再生に向けた取組みを支援するための態勢を整えております。

また、早期の事業再生が必要と認められる大口与信先や、再生プロセスが長期間に及ぶお客様についても経営改善支援委員会により経営改善支援コーディネーターを擁して事業再生に向けた支援実施を指示しております。

なお、当信用組合では、事業の継続・再開を目指す中小規模事業者・個人の過大債務の負担軽減等の為の施策を広く知って頂くため、日々の営業活動において柔軟な融資相談等の対応、能動的な働きかけによる早期条件変更の対応等の周知を図っております。

オ. 事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策

当信用組合のお客様である中小零細事業者の中には東日本大震災及び原発事故に伴う影響、あるいは経営者の高齢化等により代替わりを考えている方がおり、事業の承継を検討している方の相談に乗り、当該経営権の移譲に付随して発生する税務面や法務面等の各種問題に対する支援を適切に行えるよう、当該事業者の税理士及び経営改善支援コーディネーター及び外部支援機関等と連携して、円滑な事業承継支援を図るべく取り組んでおります。

更に2019年5月14日に設立された全国の信用組合で構成される「事業承継連携協議会」に参加し、各信用組合との情報共有を図りながら、M&A等も視野に入れた活動を実施しております。

尚、2020年1月28日にヒューレックスグループと業務提携し、同年4月1日より、地域事業者の事業承継支援・事業創生支援・企業再生支援等に取り組んで

おります。

⑤ 経営基盤の充実のための方策

東日本大震災の被災から10年が経過する中で、当信用組合におきましては被災者支援や地域の復旧・復興支援、さらに営業基盤の拡充を図って参りました。

しかしながら、福島県におきましては東日本大震災の地震及び津波被害、そして福島第一原発の事故により大変大きな被害を受けた多くの地域で未だ復興に至ってはならず、避難状態が継続している地域や、深刻な人口流出により存亡の危機にある地域もあります。このような状況を打破するため、当信用組合は、各地域における現況の事業環境や将来性等に即した具体的かつ明確な戦略を打ち立て実践して参りました。また、各施策の確実な遂行と地域への十分な貢献を実現するため、組織力・人材の強化を図っております。

ア. 店舗戦略の明確化

a. 融資推進強化店舗と預金推進強化店舗の設定

東日本大震災以降、当信用組合におきましては、宮城県南部への営業エリアの拡大により、各営業店の配置において北は宮城県の仙南地域から南は福島県のいわき市まで、広範囲となっております。そのような中で、地域の特性を踏まえた営業戦略が必要であるものと考え、融資推進強化店舗と預金推進強化店舗を設定した上で、営業推進を図っております。

●融資推進強化店舗

本店、原町支店、相馬西支店、亘理支店、大河原支店、岩沼支店を対象店舗としており、業務担当役員・業務課長と渉外担当者が同行訪問し、渉外担当者を指導。営業店店長または役席者へ担当者の問題点・改善点等を報告し、改善を促しております。店長、役席者においては、帝国データバンク情報に基づく新規事業所開拓、一般職員においては、ハートフル覚書（職域優遇金利制度）締結事業所本体と従業員の複合取引開拓を実施し、融資量増強を図っております。

また、2020年9月より、信用組合のネットワークにより得たノウハウを活用し、業務部主催による特別貸出FS（フィールドセールス）を融資推進強化店舗にて開催しました。各部店より中堅職員を集め、新規事業者を中心としたアポ取り訪問を実施。新規取引獲得、職員の意識改革に繋がっております。

●預金推進強化店舗

相馬港支店、鹿島支店、浪江支店、新地支店、蔵王支店、いわき支店を対象店舗としており、業務担当役員・業務課長と渉外担当者が同行訪問し、渉外担当者を指導。営業店店長または役席へ担当者の問題点・改善点等を報告し、改善を促しています。

b. ローンセンターの設置

既存の営業店の中から特に、お客様の来店し易い立地条件と考えられる福

島県の相馬西支店並びに宮城県の亘理支店をローンセンターとして、2017年4月3日より業務を開始しました。現在、毎週火曜日に夜間融資相談会を実施しており、台風19号の豪雨被災やコロナ禍における中小規模の事業者、勤労者の様々な状況に則した融資相談を受付ける体制強化を図っております。

c. 店舗の統廃合の検討

店舗別の採算を検討する上で、将来においても収益確保の厳しい店舗につきましては、時機を見て移転若しくは統廃合の方向性について検討しております。

また、原発事故による避難指示から臨時休業している福島県の、浪江・大熊・富岡支店3店舗をカバーする浪江支店を、2020年1月14日に営業再開しております。このため、会津相談所、二本松相談所につきましては、2019年12月末をもって閉鎖致しました。

イ. 預金増強並びに基盤強化

現在、我が国は人口減少時代に突入し、今後本格的な超高齢化社会を迎え、預金減少が顕在化することが予想されます。当信用組合にとって預金は金融機関の力のバロメーターであり、預金獲得による基盤は、すべての取引の源であるものと考えておりますことから、各種キャンペーンの実施や新規訪問、年金受給紹介運動等による口座獲得活動、職域金利優遇制度等新たな商品の開発・販売により、当信用組合の弱みでもあります若年層などの新たな年代の預金の取り込みを目指すなど、預金・基盤強化に向けた推進を図っております。

また、相続や贈与並びに原発事故による避難者の県外移住による預金流出も徐々に顕在化しており、相続関連業務や震災特例に基づく対応、台風19号等の災害の被災状況及び新型コロナウイルス感染症拡大の影響等を考慮した、地域経済への支援など、各種災害等に応じて臨機応変に地域事業者・勤労者等の相談に乗り金融支援に取組み、更には、2020年1月14日に浪江支店が再開したことによる、金利上乗せ定期預金（双思・双愛）を発売し、双葉郡の顧客支援にも取り組んでおります。また、高齢者マーケット拡大による預金の確保や避難解除後の取引先確保に向けた対策も積極的に取り組んでおります。

a. 年金受取口座の獲得・定期積金を主力商品とした預金増強

●年金受取口座の獲得

地域の高齢化の中におきまして、振込により集まる預金として年金受取口座の獲得は重要性を増しておりますことから、年金お届けサービスや年金受給紹介運動、更には、金利を上乗せした、年金予約定期預金を2020年4月より発売し、従来の年金定期等と共に活用して推進を図っております。

年金受給獲得件数については、2016年4月～2021年3月にて339件の実績を上げております。

●定期積金を主力商品とした預金増強

当信用組合はお客様への戸別訪問による営業活動を実践しており、このことからお客様とのフェイス・トゥ・フェイスの関係維持のため定期積金を主力商品としておりますことから、引続き推進を図っております。

定期積金契約高純増残高は、2016年4月～2021年3月にて1,246百万円増加の実績を上げております。

ウ. 各年齢層に対応した預金増強活動

満18歳以上30歳未満で給与振込・定期積金・ローンのいずれかの新規契約者の方へ、1,000円のクオカードを進呈する特典、高齢者においては、年金受給者や運転免許証返納者への優遇利率定期預金等を発売し、預金増強に向け、若年層から高齢者まで各年齢層に対応した取組みを実践しております。

⑥ 人材育成のための方策

当信用組合は、東日本大震災の地震及び津波被害、そして福島第一原子力発電所の事故や営業区域拡大に伴う職員不足から、積極的な新卒採用を行い、現在、若年層職員が多く在職しております。この現状を踏まえ、地域を取り巻く厳しい環境の中で、現在、そして将来に向けて、当信用組合の経営体質の強化や地域の発展に資するため、高度化、専門化する業務へ対応できる人材や総合力を発揮できる人材を組織的に育成する必要があり、当信用組合は、内部の人材育成マインドを醸成し、職員の能力の全体的な底上げを図るとともに、顧客目線に立ち、地域金融機関の職員として何ができるかを考え、それらを成し得る知識、技量及び経験を持った人材の育成を目指して参りました。

これを推進するため、若手渉外係の育成（入組10年程度までの職員）、中堅職員の育成（入組10年から20年程度までの職員）、女性職員のキャリア形成などをセグメントし、OJT及び外部研修等を活用して育成しております。

(3) 資産負債の状況

① 預積金

預積金は、震災発生後10年の経過により再建資金として減少があるものの東京電力からの賠償金等の入金額の残高維持並びに被災者に向けた各種優遇金利商品での預金の獲得、さらに、地方公共団体の預託金により2021年3月末預金残高86,058百万円となり、2011年3月末預金残高46,397百万円に対し39,661百万円増加いたしました。

② 貸出金

原発事故の影響が現在においても大きい浪江、休業中である大熊・富岡支店の顧客においてほぼ完済等はありませんでしたが、「復興特別資金」「復興アパートローン」「復旧住宅ローン」「メガソーラー発電融資」等の復興資金実行により2021年3月末貸出金残高41,911百万円となり、2021年3月末貸出金残高26,918百万円に対し14,993百万円増加いたしました。

(4) 損益の状況

2020年度のコア業務純益は、低利での復興資金貸出・地公体貸出による貸出金利回り低下はあるものの、消費者資金及び事業資金の推進により貸出残高の増加及び余資運用推進のため、2020年3月末174百万円に対し109百万円増加の283百万円となりました。

当期純利益は、震災翌年の2012年3月期決算において被災時の融資に対して多額の与信関連費用を計上したことから、7,951百万円の損失となりましたが、2013年3月期以降9年連続の黒字を継続し、2021年3月期迄の累計で8,095百万円の利益計上となりました。

第2 特定震災特例経営強化計画の実施期間

当信用組合は、金融機能強化法附則第11条第1項第1号の規定に基づき、2021年4月から2026年3月までの特定震災特例経営強化計画を実施いたします。

なお、今後強化計画に記載された事項について重要な変化が生じた場合、または生じることが予想される場合には、遅滞なく全信組連を通じて金融庁に報告いたします。

第3 経営指導契約の内容

(1) 契約期間

当信用組合では、全信組連との間で、金融機能強化法附則第11条第1項第2号の規定に基づき、経営指導契約を締結しております。

当該契約の締結日は、2012年1月18日（同法第26条の規定に基づき、全信組連が買取りを求める信託受益権にかかる優先出資のうち、当信用組合が発行するものの払込期日）とし、期日は同法附則第16条第3項に基づく経営が改善した旨の認定または同法附則第17条第2項に基づく事業再構築に伴う資本整理を可とする旨の認定のいずれかを申請する日までとすることとしております。

(2) 指導及び助言

当信用組合では、経営指導契約に基づき、全信組連より、被災債権の管理及び回収に関する指導その他業務の改善のために必要な指導及び助言を受け、これに基づいた適切な業務実施を行っていくこととしております。

(3) 報告の提出

当信用組合では、経営指導契約に基づき、全信組連からの求めに応じ、自ら業務及び財産の状況に関する以下のような報告を適時・適切に行って参ります。

- ◇ 特定震災特例経営強化計画の履行状況報告書（半期毎）
- ◇ 被災債権の管理・回収に関する報告等（半期毎）
- ◇ 各期末における財務諸表等（半期毎）
- ◇ その他業務及び財産の状況にかかる報告（随時）

(4) モニタリング及び監査

当信用組合では、経営指導契約に基づき、全信組連による、強化計画の進捗状況等にかかる定期または随時のモニタリングを受けるとともに、原則として毎年、全国信用組合監査機構による監査を受けることとしております。また、当信用組合は、モニタリング及び監査に協力し、必要な指導・助言を受けることとしております。

第4 損害担保契約の内容

金融機能強化法附則第19条第1項において、事業再構築に伴う資本整理を可とする旨の認定を受けた特別対象協同組織金融機関等は、預金保険機構に対し、被災債権の譲渡その他の処分について締結した損害担保契約により生じる損失の一部を補てんするための契約の締結を申し込むことができるとされておりますが、当信用組合は、現時点では、被災債権の譲渡その他の処分について損害担保契約を締結することは想定しておりません。

また、将来において、損害担保契約が必要とされる場合には、慎重な検討を行い、対応を図って参ります。

第5 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策

(1) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資するための方針

① 福島県の経済情勢

当信用組合の主要営業エリアである福島県は、浜通り・中通り・会津の3地区に分かれ、各地区は気候の違いもあり、夫々において産業構造に違いがあります。

自然環境豊かで温泉の多い会津地方は観光を目玉としており、首都圏より交通アクセスの良い中通りは他地区に比して人口も密集し、商工業も盛んな地区です。

一方、当信用組合が立地する浜通りは、2つの地区に無い水産業と農業が主産業で、さらに、東日本大震災前は、福島第一・第二原子力発電所や原町・広野火力発電所等を擁することから、電力業界に関連する企業が多数ありました。

昨今の福島県の経済情勢を見ますと、農業や漁業等一次産業においては、原発事故による風評被害の影響が未だにあり、東日本大震災からの復興関連工事、台風等の自然災害による復旧関連工事が減少しつつあり、更には新型コロナウイルス感染症による事業者全般の売上の低迷が続いている現状にあり、県内経済は停滞しているものと思われま

す。また、有効求人数を下回る有効求職者数となるなど、人手不足が続いております。このことが、県内経済前進の妨げになっております。

【福島県経済の主な指標】

		2016年	2017年	2018年	2019年
生産活動	鉱工業生産指数	98.4	98.9	99.4	94.5
	前年比(%)	▲1.6	0.5	0.5	▲4.9
雇用情勢	有効求人倍率(倍)	1.42	1.45	1.51	1.51
	有効求人数(人)	41,784	42,803	42,371	41,547
	有効求職者数(人)	29,417	29,454	28,054	27,490
個人消費	大型小売店販売額前年比(%)	▲0.5	▲0.8	0.5	▲0.5
	乗用車新規登録台数前年比(%)	▲2.7	4.3	▲2.0	1.4
新設住宅 着工戸数	持家(戸)	7,120	6,302	5,886	5,173
	貸家(戸)	8,814	6,231	4,569	3,419
	分譲(戸)	2,182	1,951	2,114	2,380
	前年比(%)	18.3	▲20.1	▲13.2	▲13.5

※ 出所 「福島県年次経済報告書より」

【県内人口の推移】

本県の人口は少子高齢化等により震災以前から減少傾向にありましたが、震災以降、県外への転出の増加などが原因となって、人口減少がますます進みました。

現在におきましても、毎年人口の減少が続いている状況にあります

	2016年末	2017年末	2018年末	2019年末	2020年末
世帯数	743,730	746,003	749,144	752,948	756,674
世帯数増減	4,975	2,273	3,141	3,804	3,726
人口	1,896,758	1,877,876	1,859,220	1,840,139	1,820,949
人口増減	▲15,175	▲18,882	▲18,656	▲19,081	▲19,190

※ 出所 「福島県の推計人口より」

② 東日本大震災による影響

原発事故の避難地域の当組合顧客の事業者においては、住民の帰還が進まない現状にあるほか、事業者の高齢化、後継者不足などの構造問題による事業展開が不透明な面もあります。

また、事業者の業種別動向として、農林水産業等の一次産業は依然風評被害などにより本格的な事業再開とはなっておらず、二次産業の製造業においては、住民の避難状況が続くなか人手不足が影響し業況は回復していない状況にあります。

更に、建設関連においては、震災からの復興関連工事により売上・収益とも業況は良好となっておりますが、関連工事の進捗から減少しつつある状況にあります。

三次産業では、宿泊業、その他の小売業等は人手不足・人件費の高騰もあり業況は厳しくなっております。

原発事故がもたらす様々な影響は、今後も長期間にわたるものと考えられ、当組合は被災地の地域金融機関として、地域経済の復興及び活性化に向けて積極的に支援策に取り組んで参ります。

③ 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化のための基本方針

当信用組合の営業エリア内には東日本大震災の地震及び津波被害、そして福島第一原発の事故により大変大きな被害を受け未だ復興に至っていない地域、また近年の自然災害、新型コロナウイルス感染症の影響、更には、深刻な少子高齢化が進んでいる地域もあります。

これらを最大の課題として捉え、このような状況を打破するため、当信用組合の強みである地縁・人縁や訪問活動により、お客様の課題に対する情報を提供し、収集した情報による安定的かつ円滑な資金供給機能及びコンサルティング機能に積極的に取り組んで参ります。

(2) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策

① 中小規模の事業者に対する金融円滑化の取組み

ア. ローンセンターの機能強化

お客様の来店しやすい立地条件と考えられる福島県エリアの相馬西支店、宮城県エリアの亘理支店を2017年4月3日よりフルバンク機能を併用したローンセンターの営業をスタートしております。現在は、毎週火曜日午後5時～午後7時まで夜間融資相談会を開催し、融資相談に対応しております。

昨今の自然災害や長期化するコロナ禍によって、お客様の経営基盤、家計基盤が大きく揺らぐ事態が発生しており、資金需要への対応のみならず、条件変更等の早期対応についてもローンセンターとしての機能強化を図り、能動的に働きかけて参ります。

イ. 中小零細事業者向け商品の販売

当信用組合では、地域金融の円滑化のため東日本大震災以前より資金調達力の乏しい中小零細事業者向け事業性融資を率先して提供して参りました。

いずれも中小零細事業者には使いやすい商品となっており、今後とも地域への金融サービスの充実を図るため、当信用組合では新商品の開発に継続して取り組んで参ります。

・「グレード職域1」「グレード職域2」

融資新規先、既存先に関わらず、ハートフル（職域）覚書を締結した法人（業歴3年以上）、個人事業主（業歴2年以上）、融資金額コースにより10万円以上3,000万円以上の事業資金を提供しております。

・「SSスピードローン」「SSクイックローン」

福島県信用保証協会保証にて、商品・コースに応じ1,000万円、5,000万円を融資限度とし、迅速な審査により事業性資金を提供しております。

ウ. 地域に密着した営業戦略の実践

当信用組合の営業エリアでは、現在においても、原発事故に伴う帰還困難区域等の指定（一部解除により立入可能地区も有り）により地域住民が避難生活を余儀なくされており、生活基盤・経済活動基盤が損なわれている状況が継続し、さらには放射能被害による風評の影響も続いております。

さらには、昨今の自然災害や長期化するコロナ禍によって、お客様の経営基盤、家計基盤が大きく揺らぐ事態が発生しております。

当信用組合の営業エリア全体において、お客様は経営・生活が大きく揺らぐリスクへの対応策を求めています。よって、当信用組合においては、個別訪問活動強化を図り、単に資金面の支援のみならず、事業面・生活面から支援し、売上増加やコストカット、家計の見直し支援などを通して、課題解決に向けたフェイス・トゥ・フェイスによる地域に密着した営業活動を推進して参ります。

② 中小規模の事業者に対する経営改善支援の取組み

ア. 信用リスク管理システムの活用

当信用組合では、中小規模の事業者に対する積極的な信用供与に取り組むため、信組情報サービスの信用リスク管理システムを導入し、信用格付けに基づき取引方針を検討し融資推進を図っております。

この信用リスク管理システムの活用により、決算計数の定量情報のみに囚われず中小規模事業者の事業体質等の定性情報に基づいた内容により、融資推進を行って参ります。また、同システムの経営分析により、顧客の強み・弱み等の「事業性評価」を分析・検証した上でサポートを行って参ります。

イ. 経営改善支援コーディネーターの派遣

お客様の実態につきましては、日々の渉外活動を通じた状況把握に努めており、早期の事業再生が必要とされるお客様を速やかに把握し、事業再生に向けた態勢を整えております。

そのような中で、自然災害の影響等により専門家派遣が必要と考えられる支援先に対しては、当信用組合と顧問契約を結んでいる中小企業診断士を経営改善支援コーディネーターとして派遣して、事業再生に向けた対応を図って参ります。

ウ. 外部機関の「福島県産業復興相談センター」「福島県よろず支援拠点」「宮城県よろず支援拠点」等との連携

お客様の経営改善支援や事業再生につきましては、状況により高い専門性が求められることもある事から、外部機関の福島県産業復興相談センターの専門家

派遣事業を活用した専門家派遣支援、よろず支援拠点コーディネーターを活用した支援などにより経営上抱える問題の解決に取り組み、また、経営改善計画書の作成支援を実施して参ります。

エ. 経営改善支援の進捗状況の検証

ア. 経営改善支援委員会並びに常務会における検証

中小規模の事業者に対する信用供与の実施状況につきましては、経営改善支援委員会において原則毎月レビューし、各担当部署からの報告に基づき改善状況等を把握するとともに、経営上の問題点の解決策及び改善に向けたアドバイス等を行い、その進捗状況の継続的な管理指導を行っております。

また、同委員会は経営改善支援の進捗状況や協議内容等を常務会へ報告し、常務会は、当該報告内容を検証しております。

イ. 理事会における検証

理事会において、常務会より経営改善支援委員会での経営改善支援先の管理状況の報告を受け、進捗管理を行うとともに、組合外部の有識者である非常勤理事による専門的な知識、経験等に基づいた幅広い視点からの適時適切な実効性の検証も行っております。

また、必要に応じ、常務会に対して改善策の検討・策定などを指示することとしております。

③ 担保または保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件または方法の充実のための方策

当信用組合は信用リスク管理システムに基づき取引方針を決定して融資推進を図っております。また、その結果による格付に基づき信用枠を設けるなど、担保または保証に依存しない融資を実践しております。そのために経営者保証ガイドラインの営業店への周知徹底を継続しており、格付及び資金計画の妥当性により、担保に依存しないよう融資審査を実施、結果、担保以上の融資枠として取り組んでおります。

今後におきましても、担保または保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与を実践して参ります。また、民法改正により経営者保証に過度に依存しない体制を整備して参ります。

(3) 被災者への信用供与の状況及び被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策

① 被災者への信用供与の実施

当信用組合の主要な営業エリアである福島県の相双地区につきましては、東日本大震災の発生から10年以上が経過した現在においても、原発事故等の影響が続いております。このため、当信用組合では、訪問や電話連絡等により被災者の現況を適時把握して、新規融資及び条件変更を含めたニーズに対応すべく、被災者

の復興支援に取り組んでおります。

今後におきましても、被災者の復旧・復興支援のための信用供与につきましては、積極的に対応して参ります。

② 被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する施策

当信用組合では、地域に根差した金融機関として、地域経済の再興へ向けた取組みを強化すべく、当信用組合のお客様はもとより、お客様以外の地域の中小規模事業者並びに個人の皆様に対し十分かつ円滑な資金供給を行っていくことを改めて強く決意し、国や地方自治体をはじめとする行政や公的機関、信用組合業界の系統中央機関である全信組連などの外部関係者の協力を仰ぎながら、これを強力に実行して参ります。

主な施策につきましては以下のとおりです。

ア. 被災者向け商品の提供

a. 中小規模事業者向け

・「そうごしんくみ復興特別資金」

自然災害により被災された事業者等を対象に、2億円を融資限度として運転資金、設備資金、借り替え資金等を低金利（当初2年間固定）にて提供。

b. 個人向け

・「災害復旧住宅ローン」

自然災害により被災された個人を対象に、住宅の新築・改築資金を最高1億円まで金利優遇で提供。

イ. 相談機能の強化

当信用組合では、よりきめ細やかな相談サポートを実践するため、避難されているお客様のほとんどが帰還していない現状ではありますが、各地方公共団体が帰還していることを踏まえ、地元金融機関の責務を果たすべく浪江支店を再開し、双葉郡地区のお客様に対する融資のみならず、あらゆる相談の対応とサービスに傾注し、サービス向上を図っております。

又、いわき市には浪江町、大熊町、富岡町の事業者、住民の方々が多数転入されていることを踏まえ、いわき支店に於いても、同様にサービスの向上を図っております。

ウ. 被災信用供与への柔軟な対応

帰還されたお客様や新天地にて事業を再開する等、新たな生活基盤を築いたお客様等につきましては、常時訪問や電話連絡等によるモニタリングを実施し、融資の条件変更等柔軟な対応を行っております。

エ. 外部機関との連携による対応

a. 事業再生ファンド等の活用

・「福島県産業復興相談センター」

被災したお客様の事業再開や事業再生に向けた動きを具体化するため、東日本大震災及び原発事故により被害を受けた個人事業者、小規模事業者等を含めた幅広い事業者に対応し、ヒアリングした実情に応じ、支援機関の紹介や支援施策の紹介などのサポートを行う「福島県産業復興相談センター」を活用して参りました。

今後も、お客様の特性・状況に応じて活用を検討して参ります。

・「福島産業復興機構」

迅速な事業再開を通じた被災地域の復興を図るため、福島県、（独）中小企業基盤整備機構及び県内金融機関との共同出資により設立した「福島産業復興機構」に有限責任組合員として資本参加し、地域復興に向けた金融面からの取組みを後押しするとともに、事業再生が見込まれるお客様について、同機構を活用して参りました。

今後も、お客様の特性・状況に応じて同機構と連携し、事業再開や事業再生を支援して参ります。

・「（株）東日本大震災事業者再生支援機構」

（株）東日本大震災事業者再生支援機構の特性を考慮し、できる限り多くのお客様に対し、事業再生の機会をご提供できるよう日々の営業活動において状況把握に努めており、同機構の積極的な活用を本部、営業店と連携して推進して参りました。

今後も、お客様の特性・状況に応じて同機構と連携し、事業再開や事業再生を支援して参ります。

・「しんくみ리카バリ」

全信組連との連携を図りながら、お客様の特性・状況等に応じて、信用組合業界の再生ファンドである「しんくみ리카バリ」を有効活用し、事業再生や業種転換が必要なお取引先に対して有効な提案を行って参ります。

・「ふくしま地域産業6次化復興ファンド」

福島県内のお客様に対しては、その特性・状況等に応じて、地域活性化ファンドである「ふくしま地域産業6次化復興ファンド」を有効活用し、形成困難であった異業種との戦略的連携等が必要なお取引先に対して有効な提案を行って参ります。

b. 自然災害ガイドラインに基づく債務整理への対応

自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン制度の趣旨に鑑み、ガイドラインの周知や利用勧奨を含め、お客様の意向や状況を最大限に考慮したうえで、弁護士や税理士とも連携し、ガイドラインに沿った債務整理等の適切な対応を図って参ります。

オ. 消費者ローンの推進強化

お客様への積極的な訪問活動を踏まえ、個人のお客様に対しましては、ライフサイクルに応じた資金需要も考えられますことから、即時対応可能な消費者ローンの推進を図って参ります。

なお、推進方策といたしましては、当信用組合が推進しております職域提携先（各事業所との提携により従業員等への優遇商品の提供を実施）への積極的なセールス、キャンペーン等の実施により消費者ローンの推進を図ります。

カ. 「地方創生」への積極的参画

人口減少や高齢化による地方経済の地盤沈下を防ぐ試みは、私ども地域金融機関である信用組合が成し遂げなければならない大切な使命です。このことから、当信用組合は、営業エリアにおける8自治体との包括的連携協定を締結しており、自治体主催のイベント等への積極的な参画、「地方創生」実現に向け自治体との連携に取り組んで参ります。

キ. オールふくしま経営支援事業との連携強化

福島県内の中小企業等は風評被害の影響の他、様々な自然災害により厳しい状況が続いており、地域活性化のためにも地域事業者の活力が必要不可欠であり、中小企業等の経営支援体制をとるべく、金融機関の連携を図ることを目的として、「オールふくしまサポート委員会」及び「地域サポート委員会」が設立されました。

このことから、当信用組合におきましては、同委員会へ参加するメンバーとして、中小企業等の経営支援のために各金融機関等との連携強化を図って参ります。

ク. 地方公共団体等への支援

各地方公共団体においては、インフラ整備を含む地域復興や、拡散した放射性物質の除去・除染作業に伴う各種復興事業を実施していることから、当信用組合では、地元地方公共団体の資金調達のための入札や地方債引き受けを積極的に行って参ります。

ケ. 新型コロナの影響をより迅速に把握するため、取引事業者へのモニタリングを強化

当信用組合では、よりきめ細やかな相談サポートを実践するため、お客様と

のフェイス・トゥ・フェイスによる、職員による訪問活動を中心とした活動を実施し、新型コロナウイルス感染症の影響を迅速に把握して参ります。

コ. 伴走型支援の強化

当信用組合では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたお客様に対し、経営改善支援コーディネーター派遣、フィールドセールスなどの訪問活動の強化により、ニーズを迅速に汲み取り資金繰りの支援、本業支援、経営改善支援、事業再生支援など支援して参ります。

サ. 日本銀行の「被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション」の利用

当信用組合では、日本銀行による「被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション」を、全信組連を通じて利用し、潤沢な手元資金を確保することで、被災者の預金引き出しや資金需要に応える態勢を整えております。

シ. 当信用組合による被災地支援の取組み

当信用組合では、被災地域支援に資するため、外部機関・上部団体・近隣金融機関・地方公共団体・商工団体などの関係機関と連携し、地域活性化・経済振興に向けた課題解決に取り組んで参ります。

取組みとしては、各店友の会活動支援及び信用組合業界のネットワークをフル活用し、各自治体の「地方版総合戦略」を、所属店長をはじめ、営業店職員全員が十分把握の上、本部と連携し、チームワークを活かした円滑な情報収集・情報共有により実効性ある仕組みを構築した上で、お客さまへの情報提供や支援のスピーディーな対応を実践しております。

各地域の戦略・イベント等に積極的に参画・協力するなど、地域金融機関として、引続き被災地域支援に取り組んで参ります。

(4) その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策

当信用組合におきましては、金融庁による「リレーションシップバンキング(地域密着型金融)」の提唱当初より、お客様の状況に即した融資金の条件変更対応、経営相談や経営改善指導などを積極的に実施しておりますが、地域密着型金融の取組みを継続すべく地域中小事業者に対する経営相談や経営改善指導に努めており、地域における経済の活性化に資するために引続き諸施策を実行して参ります。

① 経営革新等支援機関としての支援

当信用組合は、2012年12月に経済産業省より経営革新等支援機関として認定を受けております。このことは、地域の中小事業者の経営革新や各種補助金等申請の手助けを行ってゆくための一助となるべく活動してゆく事が必要であり、引続き中小事業者に対する支援を行って参ります。

② 創業または新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策

ア. 各種商工団体との連携

各種団体や地域の商工会議所・商工会等と連携し、情報の集積及び発信機能（東日本大震災からの経営再建や起業・新規事業展開に役立つ情報提供等）を強化するとともに、各種団体関係者を招致しての相談会の開催など、創業・新規事業展開希望者へのアドバイス等の実施に向けた体制を構築して参ります。

イ. 資金調達手段の情報提供

当信用組合を含め福島県内の4信用組合におきましては、創業または新事業展開時における資金調達手段の多様化を図ることを目的として、クラウドファンディングを推進するためにミュージックセキュリティーズ（株）と業務提携を結んだほか、いわき信用組合との「FAAVO磐城国」パートナー契約を締結しております。今後におきましても、地域の中小事業者へ資金調達手段の情報提供を行って参ります。

ウ. 事業性資金融資の推進

当信用組合では、資金調達力の乏しい中小零細事業者向け事業性融資を率先して提供して参りました。創業または新事業展開におきましても、同様に、「SSグレードローン」「SSグレードカード」などにより柔軟に取扱いを行い、積極的に融資推進を図って参ります。

③ 経営に関する相談その他の取引先の企業（個人事業者を含む）に対する支援に係る機能の強化のための方策

様々な自然災害の発生等により、中小規模事業者が抱える経営問題は時々刻々と変化しており、当信用組合に対しましても、事業再建や経営改善に向けた多種多様な金融支援が求められていると認識しております。

事業再建や経営改善支援にかかる相談につきましては、顧問契約を結んでおります中小企業診断士の常時訪問による経営指導により、専門的なサポートを行っており、今後も積極的な派遣に取り組んで参ります。

また、お客様の成長サイクルに応じた事業再建や経営改善に向け、当面の運転資金の融資のほか、財務内容改善をはじめとする経営改革や改善計画についての提案・助言等、経営改善支援委員会を通じた支援を積極的に実施いたします。

④ 早期の事業再生に資する方策

ア. 支援態勢の確立

お客様の実態について、日々の渉外活動において、経営環境の変化や財務情報等の定量面における状況把握を行うほか、ヒアリングやモニタリングにより、経営者の意欲等の定性面の実態把握に努め、早期の事業再生が必要とされるお客様を速やかに把握し、事業再生に向けた取組みを行って参ります。

また、早期の事業再生が必要と認められる大口与信先や、再生プロセスが長

期間に及ぶお客様については、経営改善支援委員会により経営改善支援コーディネーターを擁して事業再生に向けた計画を策定いたします。

イ. 外部機関との連携

お客様の状況を総合的に勘案したうえで、中小企業診断士、税理士、弁護士等の各種専門家との協働や福島県産業復興相談センター、よろず支援拠点、中小企業基盤整備機構からの各種専門家派遣等の連携を図って参ります。

⑤ 事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策

当信用組合のお客様である中小零細企業や小規模事業者のなかには、事業の継承を検討する先があると想定されることから、当該経営権の移譲に付随して発生する税務面や法務面等の各種課題に対する支援を適切に行えるよう、中小企業診断士、税理士、弁護士等の各種専門家との協働や「事業承継・引継ぎ支援センター」との連携を含め、提案から実行までの一貫した事業承継を支援できる態勢をしております。

また、他信用組合との情報共有を図りながら、M&A等も視野に入れた活動を行う為に「事業承継連携協議会」に参加しており、引続き円滑な事業承継支援を図って参ります。

(5) 経営基盤の充実のための方策

東日本大震災の被災から10年が経過し、当信用組合におきましては被災者支援や地域の復旧・復興支援、さらに営業基盤の拡充を図って参りました。

しかしながら、福島県におきましては東日本大震災の地震及び津波被害、そして福島第一原発の事故により大変大きな被害を受けた多くの地域で未だ復興に至ってはならず、避難状態が継続している地域や、深刻な人口流出により存亡の危機にある地域もあります。さらには、新型コロナウイルス感染症拡大により、緊急事態宣言が発令されるなど、外出・営業の自粛要請に伴う消費行動が急減したことにより、地域経済は大きな打撃を受けています。これらを最大の危機として捉え、このような状況を打破するため、当信用組合は、各地域における現況の事業環境や将来性等に即した具体的かつ明確な戦略を打ち立て実践して参ります。また、各施策の確実な遂行と地域への十分な貢献を実現するため、組織力・人材の強化を図って参ります。

① 店舗戦略の明確化

ア. 融資推進強化店舗と預金推進強化店舗の設定

東日本大震災以降、当信用組合におきましては、宮城県南部への営業エリアの拡大により、各営業店の配置において北は宮城県の仙南地域から南は福島県のいわき市まで、広範囲となっております。

そのような中で、地域の特性を踏まえた営業戦略が必要であるものと考え、融資推進強化店舗と預金推進強化店舗を設定した上で、営業推進を図って参ります。

a. 融資推進強化店舗

本店、相馬西支店、原町支店、大河原支店、亘理支店、岩沼支店

b. 預金推進強化店舗

相馬港支店、鹿島支店、浪江支店、新地支店、いわき支店、蔵王支店

イ. 店舗の統廃合の検討

店舗別の採算を検討する上で、将来において収益確保の厳しい店舗につきま
しては、移転若しくは統廃合を喫緊の課題として捉え、検討して参ります。

② 営業エリアにおける顧客基盤の拡充

当信用組合が営業エリアにおいて、持続可能な経営基盤を拡充するためには、
現状を踏まえ、顧客基盤の拡充が必至であります。お客さま本位の業務運営と事業
性理解の取組みの徹底により、信用組合の最大の強みである地域密着型金融の更な
る強化、さらには地域における存在意義を高めるため、新規顧客数の増加を柱に、
特に融資・定期積金を最重要項目として、集中的に推進することで、営業エリア
における顧客基盤の拡充を目指して参ります。

長期化するコロナ禍によって、これまでの新規訪問が制約される中での推進とな
りますが、新規顧客数の増加に向け、情報・紹介戦略を駆使して参ります。

ア. 法人・個人事業主取引創造戦略

推進ターゲットを外部情報、内部情報に分け、アポイントメントを取り訪問
することで、効果的な推進を実践して参ります。

a. 外部情報について

帝国データバンク、商工会議所関連資料、法人会名簿、商店街・業界名簿、
ロータリー・ライオンズクラブ名簿、電話帳を駆使して参ります。

b. 内部情報について

取引先の紹介、税理士の紹介、組合職員の紹介、既存融資先の販売先・仕
入先・資金トレース先、下請先、預金取引はあるが融資がない事業者情報を
駆使して参ります。

イ. 個人取引創造戦略

職域優遇制度を駆使した従業員・会員への取引推進を実践して参ります。また、
定例訪問先、融資取引先の世帯情報に基づく取引推進、既存先（預金・融資取引
先）の協力による新規顧客紹介の推進についても実践して参ります。

ウ. 特別貸出FS戦略

開催店舗に選抜メンバーを集め、開催店舗エリアの市場を使い「新規先の開拓」、「各種情報収集及び情報提供」、「既存先の新しい融資ニーズ発掘」、「当組合取組みの紹介」を実践し、目的意識を持って顧客基盤の拡充を目指して参ります。

- a. 新規開拓を主とし、将来に向けた融資先数増加による経営基盤の拡充を図ります。
- b. 当信用組合の取組みをお客様に紹介し、何でも相談できる地元の協同組織金融機関であることを広めるとともに“そうごしん”のファン増加を図ります。
- c. 当組合職員のヒアリング能力の向上、課題解決型提案営業スキルの習得等による人材育成を図ります。
- d. アポイントメント取得による訪問活動の実効性の向上、またアポイントメントが取れなかった場合のリトライの必要性、訪問のきっかけを得るための情報収集等、アポイントメント取得営業活動における真の価値への理解を醸成いたします。

② 融資推進活動の強化

現在の地域経済において、新型コロナウイルス感染症拡大により経営に苦悩されているお客様に対し、こうした非常時こそ、地域密着型金融の強みを活かして、積極的に支援することが、当信用組合の重要な使命であります。

プロパー融資、保証協会保証付融資により、お取引のあるお客様を支援しつつ、新規先のお客様とのお取引が強化できれば、東日本大震災以降、減少傾向であった顧客基盤を一気に拡充できる可能性があります。

この未曾有の危機を克服し開拓した顧客基盤は、アフターコロナの景気回復期の前向きな資金需要をもたらすことが期待されます。この非常時の支援対応が今後の当信用組合の未来に大きな影響を与えるものと考えます。

そこで、地域密着・顧客密着型の当組合の強みを発揮し、積極的な融資推進を実践することで、融資量の拡大、貸出金利息収入の増強のみならず、お客様への伴走支援による与信費用のコントロールを実践して参ります。

③ 預金推進活動の強化

資金量は、東日本大震災後の賠償金等や新型コロナウイルス感染症危機による給付金や助成金、公金預金により一定の増加となりましたが、永続的なものではなく、今後の減少が見込まれます。また、昨今の地域の少子高齢化、人口流失、後継者不足による廃業等による事業者数減少と相まって、当信用組合の営業エリアの顧客数は減少傾向にあります。

この現状を打破し、資金量増強のために、新規顧客創造と融資推進活動により、顧客基盤拡充をベースに「資金量底上げ預金である事業者の売上代金」、「集める預金である定期積金」、「集まる預金である年金」の獲得に全力を挙げて参り

ます。更に将来を見据えた若年層の新規獲得、今後の退職金等による高額預金者層に向けた年金予約者推進についても並行して取り組んで参ります。

(6) 人材育成のための方策

当信用組合は、東日本大震災の地震及び津波被害、そして福島第一原子力発電所の事故や営業区域拡大に伴う職員不足から、積極的な新卒採用を行い、現在、若年層職員が多く在職しております。この現状を踏まえ、地域を取り巻く厳しい環境の中で、現在、そして将来に向けて、当信用組合の経営体質の強化や地域の発展に資するため、高度化、専門化する業務へ対応できる人材や総合力を発揮できる人材を組織的に育成する必要があります。

このことから、当信用組合は、内部の人材育成マインドを醸成し、職員の能力の全体的な底上げを図るとともに、顧客目線に立ち、地域金融機関の職員として何ができるかを考え、それらを成し得る知識、技量及び経験を持った人材の育成を目指して参ります。

① 基本方針

- ・人材育成は、個々人の適性を見極め、適性に合った育成をし、その能力を有効活用することを基本とします。
- ・全職員を育成対象とし、それぞれの役割を明確にし、その役割に基づいた育成を行なって参ります。
- ・特に「入組10年程度までの職員」、「入組10年から20年程度までの職員」を段階的、重点的に育成いたします。

② 若手涉外係の育成（入組10年程度までの職員）

外部及び内部研修会への積極的な参加を実施し、さらにOJT（現場指導）を充実させることにより、当組合の10年後のあるべき姿を考え、当組合の様々な業務運営に必要となる人材を組織的に育成して参ります。

③ 中堅職員の育成（入組10年から20年程度までの職員）

総合職については、入組後、10年程度に能力の適性判断、更に10年後に再度適性判断を行い、活躍分野を選定し、能力の向上及び分野に合致したキャリアの育成を図って参ります。

④ 女性職員のキャリア形成

女性が進むべきキャリア形成を実感できるように、段階を踏んだ研修態勢を構築し実践いたします。特に女性役席者及び中堅女子については融資推進についての知識の習得を目指した教育を図るものとします。

第6 全信組連による優先出資の引受に係る事項

(1) 優先出資の金額・内容

1. 種類	社債型非累積的永久優先出資
2. 申込期日(払込日)	2012年1月18日(水)
3. 発行価額 非資本組入額	1口につき50,000円(額面金額1口500円) 1口につき25,000円
4. 発行総額	16,000百万円
5. 発行口数	320,000口
6. 配当率	預金保険機構が当該事業年度において公表する優先配当率としての資金調達コスト (2012年3月31日を基準日とする期末の剰余金の配当の場合は、払込期日から2012年3月31日までの間の日数で日割り計算により算出される割合とする。) ただし、日本円TIBOR(12ヶ月物)または8%のうちいずれか低い方を上限とする。
7. 累積条項	非累積的
8. 参加条項	非参加
9. 残余財産の分配	残余財産の分配は、定款に定める方法に従い、次に掲げる順序によりこれを行うものとする。 ① 優先出資者に対して、優先出資の額面金額に発行済優先出資の総口数を乗じて得た額をその有する口数に応じて分配する。 ② 優先出資者に対して、優先出資の払込金額から額面金額を控除した金額に発行済優先出資の総口数を乗じて得た額をその有する口数に応じて分配する(当該優先出資の払込金額が額面金額を超える場合に限る。) ③ 前①及び②の分配を行った後、なお残余があるときは、払込済みの普通出資の口数に応じて按分して組合員に分配する。 ④ 残余財産の額が前①及び②により算定された優先出資者に対する分配額に満たないときは、優先出資者に対して、当該残余財産の額をその有する口数に応じて分配する。

(2) 金額の算定根拠及び当該自己資本の活用方法

① 必要資本額の根拠

当信用組が十分な自己資本を確保し、震災からの復興需要に十分応えうる強固な財務基盤の構築を図るため、160億円の優先出資を発行による資本支援を求めたものです。

今般の資本増強により震災からの復興需要に十分耐えうる強固な財務基盤を備えることができたものと考えております。

② 当該自己資本の活用方針

今般の資本増強により、将来に向けた経営の安定確保が図られることから、当信用組合の営業エリアである地域経済の再建・再興と、被災されたお客様への信用供与の維持・拡大並びに各種サービスの向上等、震災からの復興に向けた諸施策に継続的に取り組んで参ります。

第7 剰余金の処分の方針

当信用組合は、地域に根差した協同組織金融機関として、お客様の皆様から出資金をお預かりして信用組合事業を行い、利益剰余金の中から配当金をお支払いして参りました。

第一次経営強化計画期間内において、2012年3月期決算におきましては、多額の与信関連費用を計上したことから、配当は行いませんでしたが、2013年3月期以降の決算におきましては、優先出資配当をお支払いいたしました。

今後、本経営強化計画の実践による収益力の強化と業務の効率化を進め、安定した配当を実施・継続していく方針であります。

第8 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

(1) 経営管理に係る体制及び今後の方針

① ガバナンス体制

当信用組合では、重要な経営上の意思決定機関として、常勤理事5名と非常勤理事4名で構成する理事会を設置しているほか、常勤理事のみによる常務会において日常的な業務執行を担っております。

理事会では、「内部統制基本方針」や、これに基づく「法令等遵守基本方針」、「顧客保護等管理方針」及び「統合的リスク管理方針」を制定し、その重要性をあらゆる機会を通じて全役職員に対して周知徹底することで、透明性のある業務運営と、適切な経営管理態勢の確保に努めております。

今後におきましても、基本方針等に沿って、業務の健全かつ適切な運営の確保に努めて参ります。

② 内部統制基本方針に基づく監査

当信用組合では、内部監査部署である検査部を理事長直轄の組織とし、その独立性を確保しております。

検査部は、「内部統制基本方針」に基づく監査を通じて、各部店における内部管理態勢、法令等遵守態勢、顧客保護等管理態勢及びリスク管理態勢の有効性を評価し、問題点の発見・指導に留まらず、改善方法にまで踏み込んだ提言を行っております。

今後におきましても、基本方針に沿った内部監査を実施するとともに、必要に

応じて内部監査態勢の改善を図って参ります。

③ 強化計画の進捗管理

強化計画につきましては、経営改善支援委員会が一元的に管理を行い、その状況を常務会に報告するとともに、常務会は、進捗状況の確認と施策の検証を実施し、計画に掲げる取組みが捗々しくない場合には、経営改善支援委員会に対し、原因究明と改善策の検討・策定などを指示して参ります。

さらに常務会は、理事会に対し、強化計画の進捗や検討・指示事項を報告し、牽制機能の強化に努めて参ります。

(2) 業務執行に対する監査または監督の体制及び今後の方針

① 内部監査体制

当信用組合では、理事の業務執行の適切性を確保するために監事を選任しており、各種会議や理事会に出席するとともに、必要な所見を述べております。さらに、監事会の開催のほか、当信用組合の内部管理部門である検査部と連携し、業務執行の適切性の検証と、理事会への検証結果の報告を行っております。

なお、検査部につきましては、他部門との利益相反関係の遮断と独立性の確保の観点から理事長直轄としており、当信用組合内の内部管理態勢等を監査し、また業務執行上の問題点にかかる改善の提言を行っております。

さらに、当信用組合ではコンプライアンス醸成の重要性を十分認識していることから、理事会や店長会議において常時コンプライアンスを議題とした研修等を実施することで、理事同士並びに管理職の善管注意義務や監視義務等の意識の徹底を図っております。

今後におきましても、基本方針に沿った内部監査を実施するとともに、必要に応じて内部監査態勢の改善を図って参ります。

② 外部監査体制

強化計画の進捗状況の管理・監督、経営戦略や基本方針についての客観的な立場からの評価・助言を受け、経営の客観性・透明性を高めるため、信用組合業界の系統中央金融機関である全信組連の経営指導を定期的な受けるとともに、原則として毎年、監査機構監査を受けることとしております。

さらに、経営全般の業務運営の健全性確保のために、将来的な強化計画の実施状況確認も含め、外部監査人における定例監査を受けることとしております。

今後におきましても、外部監査体制を維持し、経営に対する評価の客観性とガバナンスの強化に努めて参ります。

(3) 与信リスクの管理及び市場リスクの管理を含む各種のリスク管理の状況並びにこれらに対する今後の方針

① 信用リスク管理

信用組合は、相互扶助をモットーとする非営利組織であり、その設立の趣旨においても、地域の中小規模事業者及び個人同士等の資金融通を由来としておりま

す。

このため、法令上も、お取引の出来るお客様について制限が付されているなど、その特性は際立っており、中小規模事業者や個人に対する最後の貸し手、いわゆる「ラストリゾート」として地域の金融機能を支えて参りました。

従いまして、お客様につきましては、概して事業規模等が中・小規模であり、大規模事業者に比して、財務基盤や経営環境に対する変化等に本来的に脆弱な傾向が見受けられます。

こういった傾向を受け、当信用組合では、お客様との融資にかかる基本方針であるクレジットポリシーを制定し、これを具体化した「信用リスク基本方針」や「信用リスク管理規定」に基づく与信管理の徹底や審査態勢の充実、モニタリング等により、信用リスクの軽減を図っております。

具体的には、信用リスク管理システム、担保不動産評価管理システムを基にした厳格な審査の実践や「大口与信先」「延滞債権等の管理債権先」など常時管理する先を抽出した月次債権管理などを行っております。

今後におきましても、引続き基本方針等に沿った運用を図り、信用リスク管理の徹底に努めて参ります。

② 市場リスク管理

当信用組合では、市場リスクの適切な管理と検証を行っていくため、「統合的リスク管理方針」並びに「リスク管理方針」さらには「市場リスク管理規定」を定めております。

また、上記管理方針に基づき、年度毎に余裕資金運用方針・計画を策定するとともに、国債・地方債等の安全性の高い債券を中心に運用しております。

市場リスク管理態勢につきましては、リスク管理部署によるモニタリングを実施し、その結果を、ALM委員会を通じて定期的に常務会へ報告することで、経営陣が適切に評価・判断できる体制を整えております。

加えて、マーケット環境の変化により時価が大きく変動した場合への備えとして、各種アラームポイントやロスカットルールを設けております。

今後におきましても、引続き管理方針等に沿った運用を図り、市場リスク管理の徹底に努めて参ります。

③ 流動性リスク管理

当信用組合では、直面する流動性リスクを適切に管理していくための方針・規定を制定しており、月3回定期的に資金の動きをモニタリングする体制としております。

これにより、資金面で重大な動きがある場合は速やかに担当理事を通じて常務会に報告するなど迅速な対応をとることが可能となり、資金繰りの安定化が図られております。

なお、東日本大震災後の流動性預金の動向につきましては、震災に伴う保険金の支払いや原発事故に対する賠償金の一部支払い等により増加傾向となっております。

りますが、今後、避難区域の解除や賠償金の支払い終了等震災からの復興の動きが顕著となるに伴い、漸減すると考えております。このため、預金の減少を想定した資金運用により、流動性の確保を最優先に対応して参ります。

④ オペレーショナル・リスク管理

当信用組合では、オペレーショナル・リスクの総合的な管理の重要性に鑑み、事務・システム・法務などの各種リスクに分類のうえ、各種リスクの特性や統制の有効性などに応じた個別の管理を行っていくことにより、全体のリスク管理の適正性を確保しながら、当該リスクの発生防止と発生時における想定損失額を極小化することで、お客様からの信用・信頼を高め、経営の維持・安定を図っております。

具体的には、オペレーショナル・リスクを事務リスク、システムリスク、法務リスク、風評リスク、災害・犯罪リスク及び人事労務リスクに特定し、各リスクについて、所管部署を定めております。所管部署は、各種方針、規定、マニュアルを遵守させる取組みを強化しており、リスクの極小化及びリスクの顕在化の未然防止に努めております。

さらに、事務リスクの未然防止における対応といたしまして、全ての事務ミスに関して発生原因の分析を行い、常務会へ定期的に報告するとともに、全部店に周知することで、類似事案の再発防止と注意喚起を行っております。

今後におきましても、引続き管理方針等に沿った管理を図り、オペレーショナル・リスク管理の徹底に努めて参ります。

⑤ 情報開示の充実

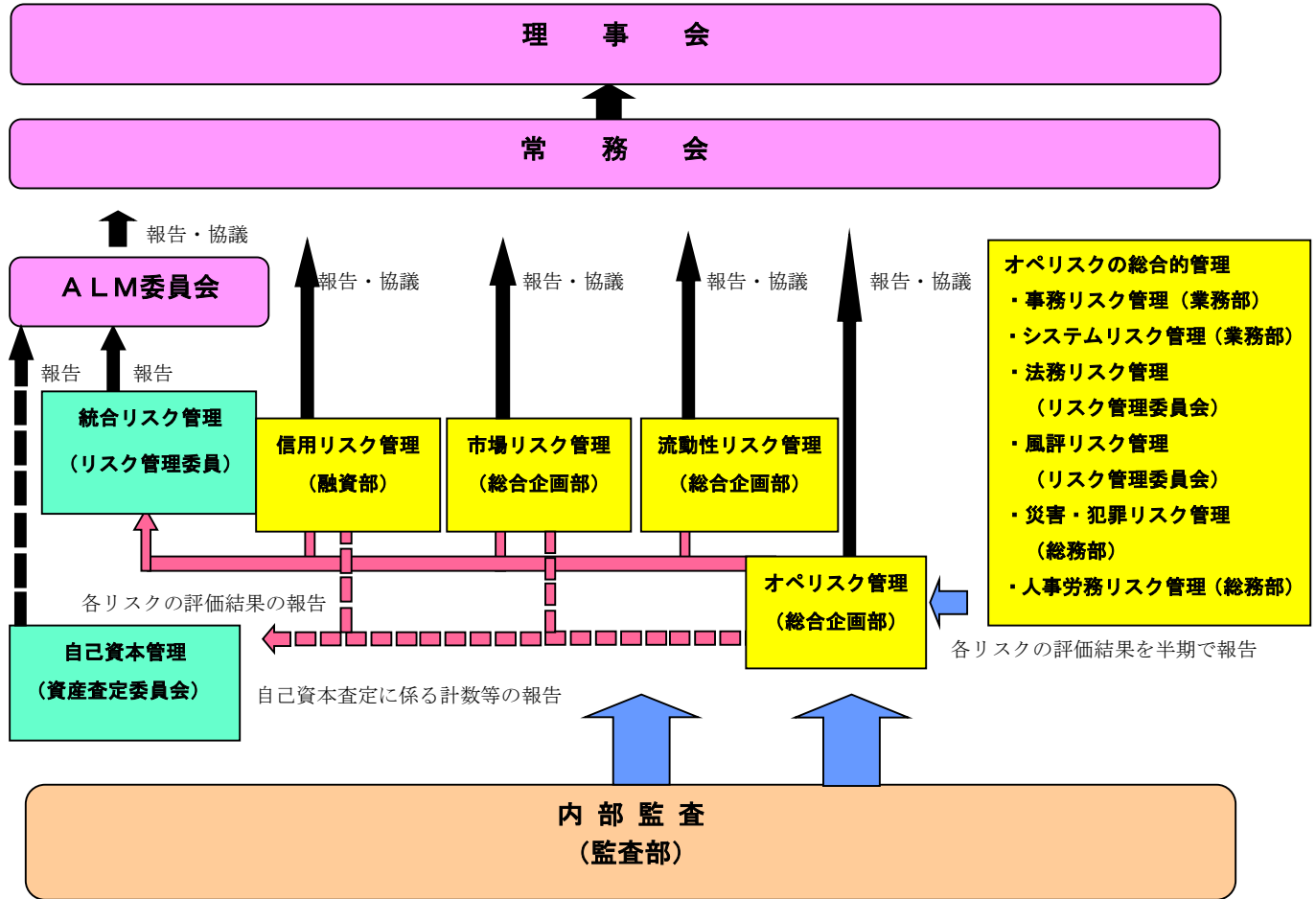
当信用組合は地域密着型の金融機関として、地域の住民であるお客様や組合員の皆様に対し、当信用組合への理解を深めていただき、また、経営の透明性を確保するためにも、迅速かつ充実した経営情報を開示し、日々、積極的な営業活動に前向きに取り組んでおります。

今後とも、従来と同様、ディスクロージャー誌については、決算期ごとに法令で定められた開示内容以外に、経営理念、リスク管理態勢、コンプライアンス管理態勢の状況をはじめ、震災からの復興状況や、地域経済への貢献に関する情報等を分かりやすく伝えられるように作成し、窓口に備え置くほか、当信用組合のホームページ上でも公開いたします。

また、9月期においても経営内容に関するミニディスクロージャー誌を作成し、ディスクロージャー誌と同様の方法で開示しております。

今後におきましても、当信用組合への理解を深めていただくとともに、経営の透明性を確保するためにも、お客様に判りやすい開示を行って参ります。

【 リスク管理及び自己資本管理体制・イメージ図 】



【 当信用組合のオペリスク管理体制 】

	担当部署	主な取組み
事務リスク	業務部	事務事故（ミスを含む）の月次管理
システムリスク	業務部	S K C（信組情報サービス）や全信組センター並びに委託業者との連携によるシステム障害対応など
法務リスク	コンプライアンス管理委員会	リーガルチェック（状況により、弁護士や外部機関へのリーガルチェックを依頼）
風評リスク	コンプライアンス管理委員会	各営業店よりの連絡体制の統括
災害・犯罪リスク	総務部	動産・不動産の保全管理（但し、システムに係る有形資産はシステムリスク）及び犯罪への備えに係るB P Cマニュアルの制定及び訓練
人事労務リスク	総務部	定期的な管理職・一般職員それぞれからの意見聴取など

以 上

内閣府令第81条第1項第1号に掲げる書類

- 最終の貸借対照表等及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書、当該貸借対照表等の作成の日における自己資本比率を記載した書面、最近の日計表その他の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることのできる書類

第 70 期 (令和 3 年 3 月 31 日現在) 貸 借 対 照 表

令和 3 年 5 月 7 日 作成
令和 3 年 6 月 3 日 備付

住 所 福 島 県 相 馬 市 中 村 字 大 町 69
信 用 組 合 名 双 五 城 信 用 組 合
理 事 長 梅 澤 国 夫 印

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金	930,360 千円	預金	86,058,617 千円
預金	33,160,972	当座預金	293,431
有価証券	37,382,953	普通預金	32,194,718
国債	2,744,040	貯蓄預金	3,899
地方債	3,467,584	通知預金	22,668
株式	18,217,943	定期預金	47,753,215
その他の証券	12,060	定期積金	5,500,477
貸出金	12,941,324	その他の預金	290,206
形付付越	41,911,191	借入金	6,900,000
手貸貸	1,452	借入負債	6,900,000
引形書	1,038,597	未済の他	123,639
座金	40,571,502	未済の他	10,292
その他の資産	299,640	未済の他	50,373
為替	1,243,524	未済の他	9,531
出費	4,878	未済の他	10,088
連収	947,900	未済の他	7,392
派生の	787	未済の他	10,559
商資	184,343	未済の他	13,397
産品	19,027	未済の他	6,415
産物	86,586	未済の他	5,589
土地	774,475	賞与引当金	26,305
建物	338,899	役員退職慰勞引当金	86,834
資産	277,776	睡眠預金	15,340
定資	13,397	その他の引当	14,896
資産	53	延税負債	295,446
資産	144,348	債務の保	71,421
資産	4,904	純資産の部	93,592,503
資産	3,482	資本	8,596,095
資産	1,421	優先出資	596,095
見当	71,421	資本	8,000,000
引当金	△ 1,565,686	利益	2,955,022
(うち個別貸倒引当金)	(△ 1,342,514)	剰余金	2,955,022
		準備金	7,914,163
		準備金	1,139,500
		剰余金	6,774,663
		剰余金	6,520,000
		剰余金	254,663
		剰余金	19,465,281
		剰余金	856,331
		剰余金	856,331
		剰余金	20,321,613
資産の部合計	113,914,116	負債及び純資産の部合計	113,914,116

貸借対照表の注記

- (注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては事業年度末の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物付属設備を除く）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物付属設備及び構築物については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | |
|-----|---------|
| 建物 | 13年～50年 |
| その他 | 3年～20年 |
5. 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は定額法により償却しております。なお、自組合利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
6. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については零としております。
7. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。日本公認会計士協会 銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（令和2年10月8日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。
- 全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。
8. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
9. 当組合は、複数事業主（信用組合等）により設立された企業年金制度（総合型厚生年金基金）を採用しております。当該企業年金制度に関する事項は次のとおりです。
- (1) 制度全体の積立状況に関する事項（令和2年3月31日現在）
- | | |
|-----------------------------------|------------|
| 年金資産の額 | 326,130百万円 |
| 年金財政計算上の数理債務の額と
最低責任準備金の額との合計額 | 282,169百万円 |
| 差引額 | 43,960百万円 |
- (2) 制度全体に占める当組合の掛金拠出割合
(自平成31年4月1日 至令和2年3月31日)
- 0.469%
- (3) 補足説明
- 上記(1)の差引額的主要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高20,484百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間12年の元利均等償却であり、当組合は当期の計算書類上、特別掛金8百万円を費用処理しております。
- なお、特別掛金の額はあらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記(2)の割合は当組合の実際の負担割合とは一致しません。

10. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
11. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり必要と認める額を計上しております。
12. 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に基づく負担金の将来における支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。なお、貸借対照表においてはその他の引当金に計上しております。
13. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
14. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 360百万円
15. 有形固定資産の減価償却累計額 1,193百万円
16. 貸出金のうち、破綻先債権額は563百万円、延滞債権額は1,526百万円であります。
- なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立又は弁済の見込が無いものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
- また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金であります。
17. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は19百万円であります。
- なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
18. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は241百万円であります。
- なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建・支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものです。
19. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は2,351百万円であります。
- なお、16. から19. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
20. 手形割引により取得した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形の額面金額は1百万円であります。
21. 担保に提供している資産は、次のとおりであります。
- | | | |
|-------------|------|----------|
| 担保提供している資産 | 預け金 | 8,000百万円 |
| | 有価証券 | 1,550百万円 |
| 担保資産に対応する債務 | 借入金 | 6,900百万円 |
- 上記のほか、公金取扱い、為替取引及び日本銀行歳入復代理店取引等のために預け金1,272百万円を担保として提供しております。
22. 出資1口当たりの純資産額は3,624円93銭です。
23. 金融商品の状況に関する事項
- (1) 金融商品に対する取組方針
- 当組合は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。
- このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。
- (2) 金融商品の内容及びそのリスク
- 当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。
- また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。
- これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
- 一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。
- また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。
- (3) 金融商品に係るリスク管理体制
- ① 信用リスクの管理

当組合は、信用リスク管理規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に常勤理事による常務会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総合企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当組合は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会に於いて分析・検討内容を常務会に報告し、常務会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には総合企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、四半期ベースで常務会に報告しております。

(ii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM委員会の方針に基づき、常務会の監督の下、市場リスク管理規程に従い行われております。

このうち、総合企画部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

当組合で保有している株式は、出資目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

これらの情報は総合企画部を通じ、理事会、常務会及びALM委員会において定期的に報告されております。

(iii) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行を常務会の承認の下実施されております。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

当組合では、「預け金」、「有価証券」、「貸出金」、「預金積金」及び「借入金」の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当組合のVaRはモンテカルロ法（保有期間63日、信頼区間99%、観測期間2年）、GPS法（保有期間63日、信頼区間99%、観測期間1年）により算出しており、令和3年3月31日（当事業年度の決算日）現在で当組合の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で1,182百万円です。

なお、当組合では、VaRによる市場リスク計測の有効性を確認するため、全国信用協同組合連合会より提供されるボラティリティデータによりテストを実施しております。但し、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち貸出金、預け金、預金積金及び借入金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

2.4. 金融商品の時価等に関する事項

令和3年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（注2）参照）。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 預け金 (* 1)	33,160	33,195	34
(2) 有価証券	37,368	37,391	23
満期保有目的の債券	2,500	2,523	23
その他有価証券	34,868	34,868	—
(3) 貸出金 (* 1)	41,911	45,648	
貸倒引当金 (* 2)	△1,565	△1,565	
	40,345	44,083	3,737
金融資産計	110,874	114,670	3,795
(1) 預金積金 (* 1)	86,058	86,096	37
(2) 借入金 (* 1)	6,900	6,900	—
金融負債計	92,958	92,996	37
デリバティブ取引 (* 3)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	19	19	—
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	19	19	—

(* 1) 預け金、貸出金、預金積金及び借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(* 2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(* 3) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については25に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

- ① 6カ月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額）。
- ② ①以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利(LIBOR, SWAP等)で割り引いた価額を時価とみなしております。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。定期預金の時価は、一定の金額帯および期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の市場金利(LIBOR, SWAP等)で割り引いた価額を時価とみなしております。

(2) 借入金

借入金については、当座貸越につき帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利先物、金利オプション、金利スワップ等）、通貨関連取引（通貨先物、通貨オプション、通貨スワップ等）、債券関連取引（債券先物、債券先物オプション等）であり、取引金融機関から提示された価格によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

（単位：百万円）

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式及び出資金（*1）	14
組合出資金（*2）	947
合 計	962

- （*1）非上場株式及び出資金については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。
- （*2）組合出資金（全信組連出資金等）は、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

2.5. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

これらには、「国債」「地方債」「社債」「その他の証券」があります。以下2.6まで同様であります。

- （1）売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。
- （2）満期保有目的の債券

【時価が貸借対照表計上額を超えるもの】

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
国 債	-	-	-
地方債	-	-	-
社 債	-	-	-
その他	2,000	2,024	24
小 計	2,000	2,024	24

【時価が貸借対照表計上額を超えないもの】

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
国 債	-	-	-
地方債	-	-	-
社 債	-	-	-
その他	500	498	△1
小 計	500	498	△1
合 計	2,500	2,523	23

注）時価は当事業年度末における市場価格等に基づいております。

- （3）子会社・子法人等株式及び関連法人等株式はありません。
- （4）その他有価証券

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
国 債	1,757	1,700	56
地方債	3,467	3,387	79
社 債	13,229	12,840	389
その他	9,346	8,638	707
小 計	27,800	26,567	1,233

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
国 債	986	994	△8
地方債	-	-	-
社 債	4,988	5,027	△38
その他	1,092	1,100	△7
小 計	7,067	7,121	△53
合 計	34,868	33,689	1,179

(単位：百万円)

注) 貸借対照表計上額は当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

- (5) 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。
 (6) 当事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

(単位：百万円)

売却価額	売却益	売却損
7,500	501	0

26. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債 券	431	8,261	5,449	10,286
国 債	-	1,757	-	986
地方債	30	3,183	153	100
社 債	400	3,320	5,296	9,199
その他	501	3,110	2,675	3,582
合 計	932	11,372	8,125	13,869

27. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、4,099百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが3,941百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

28. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	342百万円
減価償却費	42
その他	58
繰延税金資産小計	442
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△414
評価性引当額小計	△414
繰延税金資産合計	28
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	323
その他	0
繰延税金負債合計	323
繰延税金資産(△負債)の純額	△295百万円

29. 表示方法の変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 令和2年3月31日)を適用し、当事業年度より会計上の見積りに関する注記を30に記載しております。

30. 重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類等にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類等に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

(1) 貸倒引当金

① 当事業年度の計算書類等に計上した金額 1,565,686千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

貸倒引当金の算出方法と見積りの算出に用いた主要な仮定は、重要な会計方針として7に記載しております。

主要な仮定として、債権の資産査定においては、貸出先等の決算書に基づく財務情報等を基礎として債務者の信用リスクを個別に評価し、足許の業績の状況や返済実績等を踏まえて債務者区分を査定しております。また、担保の処分可能見込額は、担保不動産に係る路線価や固定資産税評価額等を基礎として、当組合の過去の回収実績と将来の価値の変動見通しから個別に評価しております。

なお、貸出先等の業績変化等により、債務者区分の判定に用いた仮定が変化した場合、及び担保不動産の評価に用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度の計算書類等に重要な影響を及ぼす可能性があります。

第70期 [令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで] 損益計算書

令和3年5月7日 作成
令和3年6月3日 備付

住信 所名 福島県相馬市中村字大町69
信用組合 相双五城信用組合
理事 梅澤 国夫 印

科 目	金額	金額
経常収入	1,179,534	1,755,544 千円
貸預り金	627,067	
貸預り金	32,317	
貸預り金	489,124	
貸預り金	31,025	
貸預り金	49,743	
貸預り金	27,292	
貸預り金	22,451	
貸預り金	517,493	
貸預り金	501,227	
貸預り金	12,286	
貸預り金	3,979	
貸預り金	8,772	
貸預り金	757	
貸預り金	1,270	
貸預り金	6,745	
経常費用	40,141	1,583,994
貸預り金	31,977	
貸預り金	8,083	
貸預り金	79	
貸預り金	63,333	
貸預り金	11,745	
貸預り金	51,587	
貸預り金	539,868	
貸預り金	659	
貸預り金	538,247	
貸預り金	962	
貸預り金	857,546	
貸預り金	504,653	
貸預り金	342,063	
貸預り金	10,829	
貸預り金	83,104	
貸預り金	75,642	
貸預り金	309	
貸預り金	5,882	
貸預り金	1,270	
経常利益		171,549
特別利益	459	459
特別損失	417	417
経常利益		171,591
法人税	3,380	
法人税	23,171	
法人税		26,552
法人税		145,039
法人税		109,624
法人税		254,663

損益計算書の注記

- (注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 出資 一口当たりの当期純利益 119円86銭

剰 余 金 処 分 案

(単位：円)

当 期 未 処 分 剰 余 金	254,663,727
(うち前期繰越金)	(109,624,119)
(うち当期純利益)	(145,039,608)
これを次のとおり処分します	
利 益 準 備 金	26,000,000
出 資 に 対 す る 配 当 金	18,126,557
特 別 積 立 金	130,000,000
(うち目的積立金【4店舗解体費用】)	(80,000,000)
計	174,126,557
繰 越 金 (当 期 末 残 高)	80,537,170

第7表 単体自己資本比率

(単位：千円、%)

項目	当期末		前期末	
		経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)				
普通出資又は非累積的未払優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額	19,447,154		19,326,215	
うち、出資金及び資本剰余金の額	11,551,117		11,557,091	
うち、利益剰余金の額	7,914,163		7,788,832	
うち、外部流出予定額(Δ)	18,126		19,708	
うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	223,171		291,789	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	223,171		291,789	
うち、適格引当金コア資本算入額	-		-	
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置(自己資本比率改正告示附則第3条第12項及び第13項)によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置(自己資本比率改正告示附則第4条第6項)によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、経過措置(自己資本比率改正告示附則第5条第7項)によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	19,670,326		19,618,004	
コア資本に係る調整項目 (2)				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	3,560	-	4,168	-
うち、のれんに係るものの額	-	-	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	3,560	-	4,168	-
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-	-	-
適格引当金不足額	-	-	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	-	-
前払年金費用の額	-	-	-	-
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-	-	-
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	-	-	-	-
特定項目に係る10%基準超過額	-	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
特定項目に係る15%基準超過額	-	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	3,560		4,168	
自己資本				
自己資本の額(イ)-(ロ)	19,666,765		19,613,836	

リスク・アセット等 (3)				
信用リスク・アセットの額の合計額	55,380,726		47,879,643	
資産（オン・バランス）項目	55,308,566		47,821,484	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△1,546		△793	
うち、調整項目に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第8条第10項）により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）に係るものの額				
うち、調整項目に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第8条第10項）により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、繰延税金資産に係るものの額	-		-	
うち、調整項目に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第8条第10項）により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、前払年金費用に係るものの額	-		-	
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第12条第7項又は第8項）を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いず算出したリスク・アセットの額を控除した額	-		-	
うち、上記以外に該当するものの額	△1,546		△793	
オフ・バランス取引等項目	73,706		58,952	
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	-		-	
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	-		-	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	1,870,058		1,800,787	
信用リスク・アセット調整額	-		-	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-		-	
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）	57,250,784		49,680,430	
自己資本比率				
自己資本比率（ハ）／（ニ）	34.35 %		39.48 %	

(注) 1. 本表は、国内基準の適用を受ける信用組合及び信用協同組合連合会が記載するものとする。

2. 本表における項目の内容については、「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第5号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成19年3月金融庁告示第17号）」における附則別紙様式第1号に従うものとする。
3. 本表の各項目のうち自己資本比率改正告示（協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件（平成25年金融庁告示第6号））附則第8条第9項の規定の適用を受ける項目については、これらの規定により調整項目の額に算入されなかった額を、その「経過措置による不算入額」欄に記載すること。
4. 大口与信の基準となる自己資本の額（自己資本の額から適格旧資本調達手段のうち補完的項目に該当していたものを除いた額）（単位：千円）

19,666,765
1
1

5. 信用リスクに関する記載：（標準的手法採用組合等=1、基礎的内部格付手法採用組合等=2、先進的内部格付手法採用組合等=3）

6. オペレーショナル・リスクに関する記載：（基礎的手法を使用=1、粗利益配分手法を使用=2、先進的計測手法を使用=3）

--

コード番号 2095

日計表 (令和 3 年 5 月末現在)

(損 益 動 定)

都道府県名 福島県
組 合 名 相双五城信用組合

コード番号 2095

損		失	
科 目	金 額	科 目	金 額
預 金 積 金 利 息	8,674,526	貸 出 金 利 息	99,446,152
預 金 利 息	7,632,925	(うち金融機関貸付金利息)	(0)
給 付 補 填 備 金 繰 入 額	1,041,601	貸 付 金 利 息	99,418,742
譲 渡 性 預 金 利 息	0	手 形 割 引 料	27,410
借 入 金 利 息	0	預 け 金 利 息	10,854,492
当 座 借 越 利 息	0	譲 渡 性 預 け 金 利 息	10,854,492
再 割 引 料	0	買 入 手 形 利 息	0
売 渡 手 形 利 息	0	コ ー ル ロ ー ン 利 息	0
コ ー ル マ ネ ー 利 息	0	買 現 先 利 息	0
売 現 先 利 息	0	債 券 貸 借 取 引 受 入 利 息	0
債 券 貸 借 取 引 支 払 利 息	0	有 価 証 券 利 息 配 当 金	75,058,173
コ マ ー シ ャ ル ・ ペ ー パ ー 利 息	0	金 利 ス ワ ッ プ 受 入 利 息	0
金 利 ス ワ ッ プ 支 払 利 息	0	そ の 他 の 受 入 利 息	0
そ の 他 の 支 払 利 息	0	(うち買入金銭債権利息)	(0)
人 件 費	74,388,140	(うち出資配当金)	(0)
報 酬 ・ 給 料 ・ 手 当	59,882,028	(うち受入雑利息)	(0)
退 職 給 付 費 用	990,456	役 務 取 引 等 収 益	7,715,642
社 会 保 険 料 等	13,515,656	受 入 為 替 手 数 料	4,535,973
物 件 費	60,541,792	そ の 他 の 受 入 手 数 料	3,178,734
事 務 費	29,568,161	そ の 他 の 役 務 取 引 等 収 益	935
固 定 資 産 費	18,169,761	そ の 他 業 務 収 益	1,685,464
事 業 費	10,536,667	外 国 為 替 売 買 益	0
人 事 厚 生 費	2,267,203	外 国 通 貨 売 買 益	0
預 金 保 険 料	0	金 売 買 益	0
有 形 固 定 資 産 償 却	0	商 品 有 価 証 券 売 買 益	0
無 形 固 定 資 産 償 却	0	国 債 等 債 券 売 却 益	5,044
税 金	14,385,731	国 債 等 債 券 償 還 益	0
(うち法人税、住民税及び事業税)	(4,789,431)	有 価 証 券 貸 付 料	0
役 務 取 引 等 費 用	10,452,992	金 融 派 生 商 品 収 益	0
支 払 為 替 手 数 料	1,963,847	雑 益	1,680,420
そ の 他 の 支 払 手 数 料	144,772	臨 時 収 益	363,141
そ の 他 の 役 務 取 引 等 費 用	8,344,373	償 却 債 権 取 立 益	136,000
そ の 他 業 務 費 用	336,223	株 式 等 売 却 益	0
外 国 為 替 売 買 損	0	金 銭 の 信 託 運 用 益	0
外 国 通 貨 売 買 損	0	そ の 他 の 臨 時 収 益	227,141
金 売 買 損	0	特 別 利 益	0
商 品 有 価 証 券 売 買 損	0	固 定 資 産 処 分 益	0
国 債 等 債 券 売 却 損	336,223	負 の の れ ん 発 生 益	0
国 債 等 債 券 償 還 損	0	そ の 他 の 特 別 利 益	0
国 債 等 債 券 償 却 損	0	引 当 金 取 崩 額 等	29,817,707
有 価 証 券 借 入 料	0	貸 倒 引 当 金 取 崩 額	29,817,707
金 融 派 生 商 品 費 用	0	(うち個別貸倒引当金取崩額)	(29,817,707)
雑 損	0	賞 与 引 当 金 取 崩 額	0
臨 時 費 用	30,409,561	役 員 賞 与 引 当 金 取 崩 額	0
貸 出 金 償 却	29,755,163	役 員 退 職 慰 労 引 当 金 取 崩 額	0
株 式 等 売 却 損	0	金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金 取 崩 額	0
株 式 等 償 却 損	0	そ の 他 の 引 当 金 取 崩 額	0
金 銭 の 信 託 運 用 損	0	目 的 積 立 金 目 的 取 崩 額	0
そ の 他 資 産 償 却 損	0	そ の 他	0
退 職 給 付 費 用 (臨 時 分)	0	法 人 税 等 調 整 額	0
そ の 他 の 臨 時 費 用	654,398	利 益 計	224,940,771
特 別 損 失	12,521		
固 定 資 産 処 分 損 失	12,521		
減 損 損 失	0		
そ の 他 の 特 別 損 失	0		
引 当 金 繰 入 額 等	0		
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	0		
(うち個別貸倒引当金繰入額)	(0)		
賞 与 引 当 金 繰 入 額	0		
役 員 賞 与 引 当 金 繰 入 額	0		
役 員 退 職 慰 労 引 当 金 繰 入 額	0		
金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金 繰 入 額	0		
そ の 他 の 引 当 金 繰 入 額	0		
そ の 他	0		
法 人 税 等 調 整 額	0		
損 失 計	199,201,486		
期 中 損 益 計	25,739,285		
合 計	224,940,771		

利		益	
科 目	金 額	科 目	金 額
貸 出 金 利 息	99,446,152	貸 出 金 利 息	99,446,152
(うち金融機関貸付金利息)	(0)		
貸 付 金 利 息	99,418,742		
手 形 割 引 料	27,410		
預 け 金 利 息	10,854,492		
譲 渡 性 預 け 金 利 息	10,854,492		
買 入 手 形 利 息	0		
コ ー ル ロ ー ン 利 息	0		
買 現 先 利 息	0		
債 券 貸 借 取 引 受 入 利 息	0		
有 価 証 券 利 息 配 当 金	75,058,173		
金 利 ス ワ ッ プ 受 入 利 息	0		
そ の 他 の 受 入 利 息	0		
(うち買入金銭債権利息)	(0)		
(うち出資配当金)	(0)		
(うち受入雑利息)	(0)		
役 務 取 引 等 収 益	7,715,642		
受 入 為 替 手 数 料	4,535,973		
そ の 他 の 受 入 手 数 料	3,178,734		
そ の 他 の 役 務 取 引 等 収 益	935		
そ の 他 業 務 収 益	1,685,464		
外 国 為 替 売 買 益	0		
外 国 通 貨 売 買 益	0		
金 売 買 益	0		
商 品 有 価 証 券 売 買 益	0		
国 債 等 債 券 売 却 益	5,044		
国 債 等 債 券 償 還 益	0		
有 価 証 券 貸 付 料	0		
金 融 派 生 商 品 収 益	0		
雑 益	1,680,420		
臨 時 収 益	363,141		
償 却 債 権 取 立 益	136,000		
株 式 等 売 却 益	0		
金 銭 の 信 託 運 用 益	0		
そ の 他 の 臨 時 収 益	227,141		
特 別 利 益	0		
固 定 資 産 処 分 益	0		
負 の の れ ん 発 生 益	0		
そ の 他 の 特 別 利 益	0		
引 当 金 取 崩 額 等	29,817,707		
貸 倒 引 当 金 取 崩 額	29,817,707		
(うち個別貸倒引当金取崩額)	(29,817,707)		
賞 与 引 当 金 取 崩 額	0		
役 員 賞 与 引 当 金 取 崩 額	0		
役 員 退 職 慰 労 引 当 金 取 崩 額	0		
金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金 取 崩 額	0		
そ の 他 の 引 当 金 取 崩 額	0		
目 的 積 立 金 目 的 取 崩 額	0		
そ の 他	0		
法 人 税 等 調 整 額	0		
利 益 計	224,940,771		

店舗内現金自動設備	12 店	13 台
(うちCD)	店	台)
(うちATM)	12 店	13 台)
店舗外現金自動設備	2 店	2 台)
(うちCD)	店	台)
(うちATM)	2 店	2 台)